

定時株主総会前後の役員等の構成の変化などに関するアンケート集計結果  
— 第 10 回 インターネット・アンケート《監査役設置会社版》 —

社団法人日本監査役協会は、平成 21 年 10 月 26 日から 11 月 18 日にかけて、インターネットを利用し、監査役設置会社の会員 5,899 社を対象としたアンケート調査を実施した。有効回答数 3,367 社（うち上場会社 1,842 社）、回答率 57.1%。

本調査は、①定時株主総会（3 月決算会社の場合、平成 21 年 6 月に開催された定時株主総会）前後の役員等の構成、②事業報告における開示内容、③決算短信・有価証券報告書の監査状況等について調べるものである。なお、今回より監査役の報酬に関する質問を加えている。

## 総 括

全体的に前回から大きな変化は見られないものの、ガバナンス体制の強化と、監査役監査活動の充実化の傾向が続いている。

### 1. 執行部門の体制

- ・取締役の総数は、平均 7.96 人（前回 8.24 人）となり、8 人を切った。また、取締役の総数が 10 人以下の会社は 81.7%となり前回（79.4%）から 2.3 ポイント増加した。取締役会のスリム化が進んでいる。（問 1-4）
- ・社外取締役を選任している会社は 2.8 ポイント増加し約 6 割（58.6%）となったが、上場会社では前回より 2.1 ポイント増加しているものの 5 割に満たない（48.4%）。社外取締役の人数は 2.37 人、上場会社 1.81 人で前回と大きな変化はない。（問 1-4）
- ・社外取締役の経歴については、「親会社の役職員」（35.8%）と「大株主の役職員」（28.7%）が合わせて 64.5%と前回（63.3%）に引き続き多数を占めており、「独立性」に疑義が残る。（問 1-5）
- ・執行役員制度を採用している会社は 53.6%（前回比 1.3 ポイント増）となり、増加傾向が続いている。一方で、取締役との兼務者がいる会社の割合は、60.4%を占め、その人数は、執行役員総数の約 4 割を占めている。（問 1-6）
- ・内部監査部門等のスタッフがいる会社は、前回とほぼ変わらず 87.5%と多数を占め、また、専属・兼務を合わせたスタッフの人数は平均 5.87 人（前回比 0.3 人増）で引き続き増加傾向にある。特に上場会社では、ほとんどの会社（96.4%）に内部監査部門等があり、その陣容は、専属 5.43 人（前回比 0.34 人増）、兼務 1.10 人（前回比 0.16 人増）の合計 6.53 人（前回比 0.5 人増）とより一層強化されている。（問 1-8）

### 2. 監査役の体制

- ・監査役総数（全体で 3.31 人）及びその構成（常勤・非常勤の比率、社内・社外の比率）とも、全体として大きな変化は見られない。うち社外監査役は 68.7%である。（問 1-1）
- ・社外監査役の経歴については、「親会社の役職員」（23.4%）と「大株主の役職員」（11.1%）の「独立性に疑義が残る経歴」の合計（34.5%）より、「会社と無関係な会社の役職員」（13.8%）、「公認会計士又は税理士」（13.2%）、「弁護士」（14.4%）の合計（41.4%）が多く社外取締役に比べ（上記 1）、「独立性」がより厳格に判断されている。特に上場会社では、前者が 19.8%にとどまり、後者が 51.6%と過半数を占め、「独立性」がさらに厳格に判断されている。（問 1-2）
- ・監査役スタッフを設置する会社は増加傾向にある（47.1%→48.5%）ものの、スタッフ総数平均は 1.88 人と昨年とほぼ変わらず、その陣容は専属スタッフが減少し（0.04 人減の 0.62 人）、逆に兼務スタッ

フが増加し（0.05人増の1.26人）ている。スタッフの総数が増えない上に兼務化傾向が進む中、監査役監査の実効性が十分に確保されているのか懸念される。（問1-7）

### 3. 監査活動に関する事項

#### (1) 任期途中の辞任について

- ・任期途中で辞任した監査役がいた会社は24.7%である。（問3-1）
- ・辞任の理由を事業報告に記載又は株主総会で陳述した会社は、前回より6.4ポイント増と顕著な増加が見られ、23.7%となった。（問3-2）

#### (2) 決算短信、有価証券報告書の監査について

- ・約7割の会社が決算短信（69.9%）、有価証券報告書（70.7%）の監査を実施している。（問11-4、問12-3）財務報告に係る内部統制報告制度の導入が、監査の実施率増加につながったものと考えられる。
- ・決算短信については95.6%の会社が、有価証券報告書については65.8%の会社が何らかの形で取締役会に付議している。（問11-2、問12-2）

### 4. その他

#### (1) 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの決議について

- ・定時株主総会までの1年間に「内部統制システムに係る取締役会決議」の見直し決議を行った会社は全体の38.5%（前回は12.9ポイント減）、上場会社の44.4%（前回は15.0ポイント減）と大幅に減少した。（問7-1）
- ・見直した項目は、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」が最も多く41.2%。3月決算会社にとっては、財務報告に係る内部統制報告制度の適用初年度を終えたところであるが「財務報告の適正性を確保するための体制」を見直した会社は、上場会社の38.8%にとどまっている。（問7-2）

#### (2) 買収防衛策対応

- ・「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めている会社は前回より2.6ポイント増え、23.0%であった。（問8-1）
- ・買収防衛策の導入または発動・不発動の判断をするための取締役会の諮問機関として、経営陣から独立した第三者による委員会を設置している会社のうち、監査役が独立委員会のメンバーになっている会社は80.3%に上った。（問8-3）

## 調査概要

対象 当協会会員（法人及び個人）のうち監査役設置会社（5,899社）

方法 インターネットを利用し、当協会ホームページより回答

期間 平成21年10月26日から11月18日（24日間）

回答数 有効回答数 3,367社（回答率57.1%）

会社法上の会社規模別		上場別（上場1,842社、非上場1,525社）		決算期別	
大会社	2,773社	東証一部上場	1,024社	3月決算	2,578社
大会社以外	572社	東証二部上場	229社	12月決算	285社
その他	22社	その他上場	589社	2月決算	137社
		非上場	1,525社	その他	367社

（注）「会社法上の会社規模別」区分における「その他」には、独立行政法人、相互会社などが含まれる。以下の集計では、これら14社について「上場・非上場」区分には含めているが、会社法上の「大会社・大会社以外」の区分には含めていないため、全体の回答数と「大会社・大会社以外」の合計値が一致していない。

## 調査結果

特にことわりのない限り、直近に終了した定時株主総会（6月総会会社の方は、平成21年6月に開催した定時株主総会）前後の状況についてご回答いただいた。

### 問1 役員等の構成

#### 問1-1 監査役数

（カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果）

	総会前					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
監査役総数(人)	3.32 (3.37)	3.52 (3.58)	2.28 (2.19)	3.74 (3.76)	2.81 (2.88)	3.31 (3.38)	3.52 (3.58)	2.27 (2.27)	3.74 (3.77)	2.80 (2.89)
うち、常勤社内(人)	0.91 (0.95)	0.99 (1.03)	0.55 (0.53)	1.11 (1.15)	0.68 (0.71)	0.92 (0.95)	0.99 (1.02)	0.57 (0.55)	1.11 (1.14)	0.69 (0.71)
うち、常勤社外(人)	0.43 (0.43)	0.43 (0.43)	0.46 (0.45)	0.41 (0.40)	0.46 (0.47)	0.42 (0.44)	0.42 (0.43)	0.45 (0.46)	0.39 (0.41)	0.46 (0.47)
うち、非常勤社内(人)	0.12 (0.12)	0.12 (0.12)	0.10 (0.11)	0.12 (0.14)	0.12 (0.10)	0.12 (0.12)	0.12 (0.12)	0.09 (0.11)	0.13 (0.13)	0.11 (0.11)
うち、非常勤社外(人)	1.85 (1.87)	1.99 (2.00)	1.17 (1.10)	2.10 (2.08)	1.54 (1.60)	1.85 (1.87)	1.99 (2.00)	1.16 (1.15)	2.11 (2.09)	1.54 (1.60)
社外計(人)	2.28 (2.30)	2.41 (2.43)	1.63 (1.55)	2.50 (2.48)	2.01 (2.07)	2.27 (2.31)	2.41 (2.43)	1.61 (1.61)	2.50 (2.50)	2.00 (2.07)
社外構成比(%)	69.4 (68.2)	69.0 (67.9)	73.2 (70.8)	67.5 (65.8)	72.3 (72.0)	68.7 (68.3)	68.5 (68.1)	70.9 (71.0)	66.9 (66.3)	71.5 (71.6)

- ・社外監査役の構成比は68.7%（前回68.3%、総会前69.4%）であり、監査役の3人に2人が社外である。
- ・監査役総数（全体3.31人、大会社3.52人、上場3.74人、）及びその構成（常勤・非常勤の比率、社内・社外の比率）とも、全体として大きな変化は見られない。

問 1-2 社外監査役の前職又は現職(同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つ。)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	総会前					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.親会社の役職員(%)	23.3 (23.4)	22.9 (23.3)	27.6 (24.8)	8.6 (9.4)	45.6 (44.3)	23.4 (23.3)	23.1 (23.2)	27.4 (24.7)	8.6 (9.2)	46.0 (44.6)
2.大株主の役職員(%)	11.4 (11.6)	12.3 (12.3)	5.2 (5.6)	11.5 (11.8)	11.3 (11.4)	11.1 (11.4)	12.0 (12.2)	4.9 (5.4)	11.2 (11.6)	11.0 (11.1)
3.取引銀行の役職員(%)	7.3 (8.1)	7.8 (8.5)	4.2 (4.8)	10.1 (10.8)	3.2 (4.0)	7.3 (7.9)	7.8 (8.2)	3.9 (5.1)	10.1 (10.4)	3.1 (4.0)
4.取引先の役職員(%)	5.8 (5.9)	6.0 (6.1)	4.1 (3.7)	7.0 (6.7)	4.0 (4.7)	5.6 (5.5)	5.8 (5.7)	3.7 (3.6)	6.9 (6.5)	3.7 (4.2)
5.会社と無関係な会社の役職員(%)	13.9 (14.0)	12.3 (12.7)	25.4 (26.4)	15.2 (15.8)	11.9 (11.4)	13.8 (14.0)	12.3 (12.7)	24.6 (25.9)	15.2 (15.7)	11.6 (11.4)
6.公認会計士又は税理士(%)	13.0 (12.4)	12.7 (12.0)	15.2 (16.5)	16.4 (15.7)	7.8 (7.5)	13.2 (12.7)	12.9 (12.2)	16.0 (16.4)	16.7 (15.9)	8.0 (7.8)
7.弁護士(%)	14.1 (13.9)	14.9 (14.6)	8.8 (7.3)	19.4 (18.6)	6.1 (6.8)	14.4 (14.7)	15.1 (15.5)	9.4 (7.9)	19.7 (19.7)	6.5 (7.1)
8.大学教授(%)	1.9 (1.8)	2.0 (1.9)	1.3 (1.1)	2.7 (2.5)	0.8 (0.8)	2.0 (1.9)	2.1 (1.9)	1.4 (1.2)	2.8 (2.5)	0.9 (0.8)
9.官公庁(%)	1.6 (1.6)	1.8 (1.8)	0.3 (0.7)	2.0 (1.9)	1.1 (1.2)	1.6 (1.6)	1.8 (1.7)	0.3 (0.6)	2.0 (1.8)	1.1 (1.2)
10.その他(%)	7.5 (7.2)	7.3 (6.8)	7.9 (9.1)	7.2 (6.7)	8.1 (7.8)	7.5 (7.0)	7.1 (6.7)	8.4 (9.1)	7.0 (6.5)	8.1 (7.7)
合計(人)	7,674 (7,298)	6,696 (6,519)	934 (750)	4,613 (4,373)	3,061 (2,925)	7,660 (7,334)	6,689 (6,525)	921 (780)	4,612 (4,413)	3,048 (2,921)

- ・社外監査役の経歴については、前回とほぼ変わらず「親会社の役職員」(23.4%)と「大株主の役職員」(11.1%)の「独立性に疑義が残る経歴」が合わせて 34.5%、「会社と無関係な会社の役職員」(13.8%)「公認会計士又は税理士」(13.2%)「弁護士」(14.4%)の「独立性が高い経歴」が合わせて 41.4%となっている。
- ・上場会社においては、「親会社の役職員」(8.6%)と「大株主の役職員」(11.2%)が合わせて 19.8%、「会社と無関係な会社の役職員」(15.2%)、「公認会計士又は税理士」(16.7%)、「弁護士」(19.7%)が合わせて 51.6%と過半数を占めており、「独立性」がより厳格に判断されている。
- ・社外取締役より社外監査役の方が、「独立性」が高い。(問 1-5 参照)

問 1-3 社内監査役の経歴(同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つ)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	総会前					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.会長・副会長(%)	0.2 (0.2)	0.2 (0.2)	0.3 (0.3)	0.1 (0.1)	0.4 (0.3)	0.3 (0.2)	0.2 (0.2)	0.5 (0.3)	0.1 (0.1)	0.5 (0.3)
2.社長(%)	0.5 (0.5)	0.4 (0.3)	0.8 (2.3)	0.2 (0.1)	1.2 (1.1)	0.5 (0.5)	0.4 (0.3)	0.8 (2.8)	0.2 (0.1)	1.1 (1.3)
3.副社長(%)	1.7 (1.7)	1.9 (1.9)	0.8 (0.6)	2.2 (1.9)	0.9 (1.5)	1.8 (1.7)	1.9 (1.8)	0.8 (0.9)	2.1 (2.0)	1.2 (1.2)
4.専務・常務(%)	15.9 (16.8)	16.6 (17.2)	11.0 (13.9)	16.9 (17.2)	14.1 (16.2)	15.9 (16.5)	16.7 (16.8)	9.8 (14.2)	16.3 (16.6)	15.0 (16.3)
5.取締役(%)	19.5 (21.3)	19.6 (21.6)	20.4 (19.4)	19.1 (21.6)	20.4 (20.7)	19.5 (20.2)	19.5 (20.2)	20.9 (20.1)	19.2 (20.2)	20.0 (20.1)
6.執行役(員)(%)	10.4 (9.2)	11.2 (9.6)	5.1 (5.2)	11.4 (9.9)	8.6 (7.7)	11.1 (10.5)	11.7 (11.1)	6.6 (5.0)	12.1 (11.5)	9.2 (8.4)
7.相談役・顧問・嘱託(%)	3.9 (4.2)	3.4 (3.5)	8.6 (11.3)	3.5 (3.7)	4.7 (5.3)	4.1 (4.3)	3.5 (3.7)	9.3 (10.1)	3.8 (3.7)	4.6 (5.4)
8.監査関係部長等(%)	8.1 (7.3)	8.2 (7.7)	8.1 (3.5)	8.6 (8.1)	7.4 (5.7)	8.4 (8.0)	8.3 (8.5)	9.3 (3.8)	8.7 (9.0)	7.7 (6.1)
9.監査関係以外の部長等(%)	27.6 (28.0)	28.7 (28.7)	20.2 (21.3)	29.7 (29.6)	23.7 (24.9)	26.9 (27.3)	28.0 (27.9)	19.3 (21.7)	29.1 (29.2)	22.8 (23.7)
10.その他(%)	12.0 (10.8)	9.8 (9.5)	24.7 (22.3)	8.3 (7.9)	19.1 (16.6)	11.7 (10.8)	9.8 (9.6)	22.8 (21.1)	8.4 (7.6)	17.9 (17.0)
合計(人)	3,491 (3,408)	3,077 (3,076)	372 (310)	2,269 (2,270)	1,222 (1,138)	3,496 (3,402)	3,079 (3,062)	378 (318)	2,279 (2,245)	1,217 (1,157)

- ・社内監査役の経歴については、「監査関係以外の部長等」が最も多く 26.9% (大会社 28.0%、上場 29.1%) である。
- ・「専務・常務」(全体 16.5%→15.9%)、「取締役」(全体 20.2%→19.5%) が減少している。
- ・執行役員制度の導入が増えていることから「6. 執行役(員)」が引き続き増加傾向(全体 10.5%→11.1%)にある。(問 1-6 参照)
- ・大会社以外で「8. 監査関係部長等」が 9.3%と、前回(3.8%)から 5.5%増加している。

問 1-4 取締役数

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	総会前					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
取締役総数平均(人)	8.06 (8.24)	8.39 (8.58)	6.17 (6.17)	8.33 (8.61)	7.74 (7.77)	7.96 (8.24)	8.26 (8.58)	6.18 (6.22)	8.19 (8.61)	7.67 (7.77)
10 人以下 (上段:社、下段:%)	2,727 (2,493)	2,180 (2,034)	539 (452)	1,456 (1,346)	1,271 (1,147)	2,751 (2,524)	2,205 (2,059)	539 (458)	1,477 (1,354)	1,274 (1,170)
	81.0 (78.5)	78.6 (75.9)	94.2 (93.6)	79.0 (76.3)	83.3 (81.2)	81.7 (79.4)	79.5 (76.8)	94.2 (94.8)	80.2 (76.7)	83.5 (82.9)
11~15 人 (上段:社、下段:%)	495 (546)	462 (516)	31 (27)	309 (343)	186 (203)	481 (500)	450 (477)	28 (20)	300 (323)	181 (177)
	14.7 (17.2)	16.7 (19.3)	5.4 (5.6)	16.8 (19.4)	12.2 (14.4)	14.3 (15.7)	16.2 (17.8)	4.9 (4.1)	16.3 (18.3)	11.9 (12.5)
16~20 人 (上段:社、下段:%)	110 (109)	105 (106)	2 (2)	64 (61)	46 (48)	100 (121)	93 (117)	3 (3)	53 (74)	47 (47)
	3.3 (3.4)	3.8 (4.0)	0.3 (0.4)	3.5 (3.5)	3.0 (3.4)	3.0 (3.8)	3.4 (4.4)	0.5 (0.6)	2.9 (4.2)	3.1 (3.3)
21 人以上 (上段:社、下段:%)	35 (29)	26 (24)	0 (2)	13 (15)	22 (14)	35 (32)	25 (27)	2 (2)	12 (14)	23 (18)
	1.0 (0.9)	0.9 (0.9)	0.0 (0.4)	0.7 (0.8)	1.4 (1.0)	1.0 (1.0)	0.9 (1.0)	0.3 (0.4)	0.7 (0.8)	1.5 (1.3)
社外選任がある場合の会社の割合 (%)	57.3 (53.6)	57.2 (54.0)	57.3 (50.9)	46.3 (43.9)	70.6 (65.9)	58.6 (55.8)	58.7 (56.3)	57.9 (52.2)	48.4 (46.3)	71.0 (67.7)
社外取締役平均(人)	2.38 (2.31)	2.38 (2.33)	2.02 (2.00)	1.82 (1.80)	2.82 (2.74)	2.37 (2.30)	2.37 (2.33)	2.03 (1.93)	1.81 (1.83)	2.83 (2.70)
合計(社)	3,367 (3,177)	2,773 (2,680)	572 (483)	1,842 (1,765)	1,525 (1,412)	3,367 (3,177)	2,773 (2,680)	572 (483)	1,842 (1,765)	1,525 (1,412)

- ・取締役総数は全体で 8 人を切り (7.96 人: 前回比 0.28 人減、大会社 8.26 人: 前回比 0.32 人減、上場会社 8.19 人: 前回比 0.42 人減)、取締役会のスリム化が進んだ。
- ・取締役 10 人以下の会社についても、全体 81.7% (前回比 2.3 ポイント増)、大会社 79.5% (前回比 2.7 ポイント増)、上場 80.2% (前回比 3.5 ポイント増) と前回より増加し、約 8 割を占めており全体的に取締役会はスリム化傾向にある。
- ・社外取締役を選任している会社は、全体で 2.8 ポイント増加し約 6 割 (58.6%) を占めたが、上場会社においては前回より 2.1 ポイント増加しているものの 5 割に満たない (48.4%)。
- ・社外取締役の人数は前回とほぼ同じ (全体 2.37 人: 前回比 0.07 人増、上場 1.81 人: 前回比 0.02 人減) である。

問 1-5 社外取締役の前職又は現職(同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つ)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	総会前					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.親会社の役職員(%)	35.9 (35.6)	35.1 (34.6)	49.3 (46.2)	14.6 (17.1)	46.8 (45.6)	35.8 (34.7)	35.0 (33.6)	48.8 (46.8)	14.7 (15.0)	47.0 (46.2)
2.大株主の役職員(%)	29.4 (29.7)	31.0 (31.1)	25.2 (24.2)	27.8 (29.5)	30.3 (29.8)	28.7 (28.6)	30.2 (30.0)	24.4 (22.4)	27.0 (28.2)	29.7 (28.8)
3.取引銀行の役職員(%)	2.3 (3.0)	2.6 (3.2)	1.1 (1.8)	3.9 (3.8)	1.5 (2.5)	2.2 (2.9)	2.4 (3.2)	1.0 (1.6)	3.6 (3.8)	1.4 (2.4)
4.取引先の役職員(%)	8.3 (8.2)	8.5 (8.6)	5.7 (5.7)	11.6 (9.8)	6.7 (7.3)	8.6 (8.4)	8.7 (8.8)	6.4 (6.0)	11.9 (10.0)	6.9 (7.5)
5.会社と無関係な会社の役職員(%)	10.0 (10.5)	10.6 (10.6)	8.4 (10.6)	21.9 (21.1)	3.9 (4.8)	10.5 (11.2)	11.2 (11.1)	8.6 (12.1)	22.8 (21.9)	4.0 (5.0)
6.公認会計士又は税理士(%)	1.2 (1.2)	1.2 (1.0)	1.1 (2.9)	2.5 (2.1)	0.5 (0.8)	1.2 (1.3)	1.2 (1.1)	1.3 (2.1)	2.5 (2.3)	0.5 (0.7)
7.弁護士(%)	2.4 (2.4)	2.6 (2.5)	1.1 (1.4)	5.1 (4.6)	1.0 (1.2)	2.5 (2.7)	2.7 (2.8)	1.3 (1.6)	5.4 (5.4)	1.0 (1.2)
8.大学教授(%)	2.6 (2.5)	2.6 (2.5)	1.7 (1.4)	5.5 (5.1)	1.2 (1.1)	2.7 (2.8)	2.7 (2.8)	1.6 (1.6)	5.7 (5.7)	1.1 (1.1)
9.官公庁(%)	1.2 (1.1)	1.2 (1.1)	0.0 (0.6)	1.3 (1.4)	1.1 (1.0)	1.2 (1.3)	1.2 (1.3)	0.0 (0.6)	1.2 (1.5)	1.2 (1.1)
10.その他(%)	6.6 (5.8)	4.6 (4.9)	6.5 (5.1)	5.7 (5.6)	7.1 (5.9)	6.5 (6.1)	4.6 (5.2)	6.4 (5.1)	5.2 (6.1)	7.1 (6.0)
合計(人)	4,593 (3,941)	3,770 (3,376)	663 (491)	1,554 (1,391)	3,039 (2,550)	4,679 (4,076)	3,848 (3,517)	672 (487)	1,617 (1,496)	3,062 (2,580)

- ・社外取締役の経歴については、全体では「親会社の役職員」(35.8%)と「大株主の役職員」(28.7%)が、合わせて64.5%と前回調査と同様に多数を占めており、「独立性」に疑義が残る。
- ・上場会社では、社外取締役の導入会社数は半数に満たない(問1-4参照)が、選任した社外取締役の経歴は「親会社の役職員」(14.7%、前回比0.3ポイント減)と「大株主の役職員」(27.0%、前回比1.2ポイント減)が合わせて41.7%で全体に比べると「独立性」が高くなっている。

## 問 1-6 執行役員数

現在の執行役員数と1年前の執行役員数をご入力ください。執行役員制度を導入している場合には人数を、導入していない場合には「0」をご入力ください。

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	総会前					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
執行役員制採用会社の割合 (%)	51.6 (49.1)	55.8 (52.8)	31.5 (28.6)	61.5 (58.2)	39.7 (37.8)	53.6 (52.3)	58.0 (56.4)	32.2 (29.6)	63.5 (61.9)	41.7 (40.3)
執行役員平均(人)	10.90 (11.44)	11.52 (11.96)	5.82 (6.17)	11.97 (12.54)	8.91 (9.33)	10.73 (11.42)	11.33 (11.92)	5.69 (6.29)	11.81 (12.51)	8.74 (9.34)
執行役員制採用会社のうち、取締役との兼務者がいる割合(%)	60.1 (61.8)	61.5 (63.5)	48.3 (44.2)	60.6 (63.2)	59.2 (59.0)	60.4 (61.9)	62.2 (63.5)	45.7 (45.5)	62.0 (63.1)	57.5 (59.6)
執行役員平均(人)	13.91 (14.45)	14.44 (14.84)	8.37 (8.85)	15.13 (15.55)	11.58 (12.19)	13.64 (14.36)	14.12 (14.75)	8.32 (8.69)	14.79 (15.50)	11.40 (12.05)
兼務者の平均(人)	5.20 (5.35)	5.34 (5.43)	3.74 (4.16)	5.74 (5.83)	4.19 (4.37)	5.20 (5.25)	5.30 (5.33)	3.88 (4.08)	5.67 (5.72)	4.27 (4.30)
合計(社)	3,367 (3,177)	2,773 (2,680)	572 (483)	1,842 (1,765)	1,525 (1,412)	3,367 (3,177)	2,773 (2,680)	572 (483)	1,842 (1,765)	1,525 (1,412)

- ・執行役員制度を採用している会社は全体の53.6%（前回は1.3ポイント増）となり、引き続き増加傾向にある。
- ・取締役との兼務者がいる割合は、全体で60.4%（前回61.9）と1.5ポイント減少し、大会社では62.2%（前回63.5）と1.3ポイント減少、上場会社では62.0ポイント（前回63.1%）と1.1ポイント減少したが、引き続き多数を占めている。
- ・取締役との兼務者の人数は、執行役員の約4割を占める（全体5.20人/13.64人、大会社5.30人/14.12人、上場5.67人/14.79人）。



問 1-7 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)数

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	総会前(1年前)					総会后(現在)				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
専属スタッフ又は兼務スタッフが 「いる」会社数 (上段:社、下段:%)	1,610	1,453	141	972	638	1,634	1,470	147	981	653
	(1,434)	(1,323)	(102)	(888)	(546)	(1,495)	(1,373)	(112)	(925)	(570)
	47.8	52.4	24.7	52.8	41.8	48.5	53.0	25.7	53.3	42.8
	(45.1)	(49.4)	(21.1)	(50.3)	(38.7)	(47.1)	(51.2)	(23.2)	(52.4)	(40.4)
スタッフ総数平均(人)	1.87	1.91	1.48	2.02	1.64	1.88	1.88	1.52	2.03	1.66
	(1.82)	(1.84)	(1.50)	(1.93)	(1.64)	(1.87)	(1.90)	(1.51)	(2.02)	(1.63)
専属スタッフ平均(人)	0.61	0.65	0.13	0.78	0.35	0.62	0.66	0.14	0.79	0.37
	(0.65)	(0.68)	(0.11)	(0.79)	(0.41)	(0.66)	(0.70)	(0.13)	(0.81)	(0.42)
兼務スタッフ平均(人)	1.26	1.26	1.34	1.24	1.29	1.26	1.26	1.37	1.24	1.29
	(1.17)	(1.16)	(1.39)	(1.13)	(1.23)	(1.21)	(1.20)	(1.38)	(1.21)	(1.21)
専属スタッフがいる会社数(社)	476	451	14	345	131	489	462	15	353	136
	(446)	(433)	(7)	(331)	(114)	(474)	(460)	(8)	(347)	(127)
専属スタッフ平均(人)	2.06	2.09	1.36	2.19	1.72	2.07	2.10	1.40	2.18	1.76
	(2.07)	(2.08)	(1.57)	(2.12)	(1.95)	(2.08)	(2.08)	(1.75)	(2.16)	(1.88)
合計(社)	3,367	2,773	572	1,842	1,525	3,367	2,773	572	1,842	1,525
	(3,177)	(2,680)	(483)	(1,765)	(1,412)	(3,177)	(2,680)	(483)	(1,765)	(1,412)

- ・ 監査役スタッフを設置する会社の割合は増加傾向にある (47.1%→48.5%)。
- ・ 監査役スタッフの人数の総数は前回と変わらないが、その内訳は、専属が減り (0.04 人減)、兼務スタッフが増えている (0.05 人増)。スタッフの総数が増えない上に兼務化傾向が進む中、監査役監査の実効性が十分に確保されているのか懸念される。

問 1-8 内部監査部門等(監査部、内部監査室など)のスタッフ数

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	総会前(1年前)					総会后(現在)				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
専属スタッフ又は兼務スタッフが 「いる」会社数 (上段:社、下段:%)	2,887 (2,668)	2,471 (2,337)	397 (318)	1,761 (1,664)	1,126 (1,004)	2,945 (2,784)	2,509 (2,419)	415 (353)	1,776 (1,714)	1,169 (1,070)
	85.7 (84.0)	89.1 (87.2)	69.4 (65.8)	95.6 (94.3)	73.8 (71.1)	87.5 (87.6)	90.5 (90.3)	72.6 (73.1)	96.4 (97.1)	76.7 (75.8)
スタッフ総数平均(人)	5.71 (5.02)	6.21 (5.39)	2.20 (1.91)	6.30 (5.22)	4.78 (4.67)	5.87 (5.57)	6.41 (6.02)	2.26 (2.03)	6.53 (6.03)	4.86 (4.82)
専属スタッフ平均(人)	4.65 (4.15)	5.13 (4.51)	1.27 (1.13)	5.20 (4.42)	3.79 (3.69)	4.79 (4.58)	5.31 (5.01)	1.30 (1.17)	5.43 (5.09)	3.82 (3.77)
兼務スタッフ平均(人)	1.06 (0.87)	1.09 (0.89)	0.93 (0.78)	1.10 (0.81)	1.00 (0.98)	1.08 (0.98)	1.10 (1.00)	0.96 (0.86)	1.10 (0.94)	1.04 (1.05)
専属スタッフがいる会社数(社)	2,395 (2,181)	2,112 (1,958)	268 (212)	1,588 (1,478)	807 (703)	2,447 (2,317)	2,149 (2,064)	280 (241)	1,606 (1,549)	841 (768)
専属スタッフ平均(人)	5.60 (5.07)	6.00 (5.38)	1.88 (1.69)	5.76 (4.97)	5.28 (5.27)	5.77 (5.51)	6.20 (5.88)	1.93 (1.71)	6.00 (5.63)	5.31 (5.25)
合計(社)	3,367 (3,177)	2,773 (2,680)	572 (483)	1,842 (1,765)	1,525 (1,412)	3,367 (3,177)	2,773 (2,680)	572 (483)	1,842 (1,765)	1,525 (1,412)

- ・内部監査部門等のスタッフが「いる」会社は全体 87.5%、上場 96.4%と多数を占めている。
- ・スタッフの人数については、総数 5.87 人(前回比 0.3 人増)、専属 4.79 人(前回比 0.21 人増)、兼務 1.08 人(前回比 0.1 人増)と全体的に増加している。特に上場会社では総数 6.53 人(前回比 0.5 人増)、専属 5.43 人(前回比 0.34 人増)、兼務 1.10 人(前回比 0.16 人増)と陣容がさらに強化されている。平成 20 年の金融商品取引法施行が影響しているものと思われる。

問 2 監査役の選任議案に関する同意権・提案権(会社法第 343 条)の行使状況

問 2-1 直近に終了した定時株主総会において、監査役の選任議案がありましたか。

(補欠監査役の選任議案は含まず、正規の監査役の選任議案のみを指すものとする)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	1,656 (2,055)	49.2 (64.7)	1,433 (1,841)	51.7 (68.7)	212 (207)	37.1 (42.9)	933 (1,252)	50.7 (70.9)	723 (803)	47.4 (56.9)
2. なかった	1,711 (1,122)	50.8 (35.3)	1,340 (839)	48.3 (31.3)	360 (276)	62.9 (57.1)	909 (513)	49.3 (29.1)	802 (609)	52.6 (43.1)
回答社数	3,367 (3,177)		2,773 (2,680)		572 (483)		1,842 (1,765)		1,525 (1,412)	

問 2-2 監査役候補者の選定にあたり、監査役(会)として監査役候補者の提案をされましたか(監査役候補者の選定にあたって、取締役側と事前調整を行った場合の監査役側からの提案なども含む)。当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)(問 2-1 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社内監査役候補者について提案した	260 (345)	15.7 (16.8)	234 (320)	16.3 (17.4)	21 (24)	9.9 (11.6)	150 (230)	16.1 (18.4)	110 (115)	15.2 (14.3)
2. 社外監査役候補者について提案した	358 (512)	21.6 (24.9)	306 (467)	21.4 (25.4)	45 (43)	21.2 (20.8)	214 (324)	22.9 (25.9)	144 (188)	19.9 (23.4)
3. 提案はしなかった	1,116 (1,373)	67.4 (66.8)	960 (1,223)	67.0 (66.4)	152 (145)	71.7 (70.0)	613 (821)	65.7 (65.6)	503 (552)	69.6 (68.7)
回答社数	1,656 (2,055)		1,433 (1,841)		212 (207)		933 (1,252)		723 (803)	

- ・「3. 提案しなかった」が 67.4%となっており、これ以外の 32.6%の会社では社内監査役・社外監査役のいずれかについて提案が行われたが、前回よりわずかに減少している(0.6ポイント減)。
- ・提案が行われたケースでも社内監査役 15.7% (前回比 1.1ポイント減)、社外監査役 21.6% (前回比 3.3ポイント減) と減少傾向にある。

問 2-3 (正式な)監査役を選任議案が取締役側から監査役側に提示される前に、取締役側と事前調整を行いましたか。(問 2-1 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	977 (1,252)	59.0 (60.9)	843 (1,125)	58.8 (61.1)	125 (124)	59.0 (59.9)	594 (827)	63.7 (66.1)	383 (425)	53.0 (52.9)
2. 行わなかった	679 (803)	41.0 (39.1)	590 (716)	41.2 (38.9)	87 (83)	41.0 (40.1)	339 (425)	36.3 (33.9)	340 (378)	47.0 (47.1)
回答社数	1,656 (2,055)		1,433 (1,841)		212 (207)		933 (1,252)		723 (803)	

- ・取締役側との事前調整を行っているのは 6 割未満 (59.0%) となった。上場会社においては 63.7%だが、前回より 2.4ポイント減少している。

問 2-4 選任議案に関する監査役(会)の審議結果はどのようなものでしたか。

(問 2-1 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査役候補者について監査役から特段の異論も表明されず、監査役(会)として候補者全員について同意した	1,545 (1,974)	93.3 (96.1)	1,377 (1,797)	96.1 (97.6)	159 (170)	75.0 (82.1)	901 (1,231)	96.6 (98.3)	644 (743)	89.1 (92.5)
うち、問 2-3 で「1. 行った」と回答した会社	941 (1,221)	56.8 (59.4)	827 (1,109)	57.7 (60.2)	105 (109)	49.5 (52.7)	582 (813)	62.4 (64.9)	359 (408)	49.7 (50.8)
2. 一部の監査役から特定候補者について不同意が表明されたが、監査役(会)としては候補者全員について同意した	7 (4)	0.4 (0.2)	6 (4)	0.4 (0.2)	1 (0)	0.5 (0.0)	3 (3)	0.3 (0.2)	4 (1)	0.6 (0.1)
うち、問 2-3 で「1. 行った」と回答した会社	3 (4)	0.2 (0.2)	3 (4)	0.2 (0.2)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (3)	0.2 (0.2)	1 (1)	0.1 (0.1)
3. 監査役(会)として候補者の一部又は全部について不同意であった	1 (3)	0.1 (0.1)	1 (2)	0.1 (0.1)	0 (1)	0.0 (0.5)	0 (3)	0.0 (0.2)	1 (0)	0.1 (0.0)
うち、問 2-3 で「1. 行った」と回答した会社	1 (3)	0.1 (0.1)	1 (2)	0.1 (0.1)	0 (1)	0.0 (0.5)	0 (3)	0.0 (0.2)	1 (0)	0.1 (0.0)
4. 監査役として特段のことはしなかった	89 (60)	5.4 (2.9)	44 (30)	3.1 (1.6)	43 (30)	20.3 (14.5)	27 (7)	2.9 (0.6)	62 (53)	8.6 (6.6)
5. その他	14 (14)	0.8 (0.7)	5 (8)	0.3 (0.4)	9 (6)	4.2 (2.9)	2 (8)	0.2 (0.6)	12 (6)	1.7 (0.7)
回答社数	1,656 (2,055)		1,433 (1,841)		212 (207)		933 (1,252)		723 (803)	

- ・「1. 監査役候補者について監査役から特段の異論も表明されず、監査役(会)として候補者全員について同意した」が前回より 2.8 ポイント減少しているものの多数を占めており、全体の 93.3%ある。
- ・そのうち取締役との事前調整を行った会社は 2.6 ポイント減少したものの 56.8%を占めており、監査役選任について、取締役側と監査役側の意思疎通が概ね円滑に行われている。

問 2-5 監査役(会)の不同意の後、監査役候補者の代替者はどのように決定しましたか。

(問 2-4 で「3. 監査役(会)として候補者の一部又は全部について不同意であった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査役側から候補者の代替案を提案した	0 (2)	0.0 (66.7)	0 (2)	0.0 (100.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (2)	0.0 (66.7)	0 (0)	0.0 (0.0)
2. 取締役側から候補者の代替案を提案した	1 (1)	100.0 (33.3)	1 (0)	100.0 (0.0)	0 (1)	0.0 (100.0)	0 (1)	0.0 (33.3)	1 (0)	100.0 (0.0)
回答社数	1 (3)		1 (2)		0 (1)		0 (3)		1 (0)	

問3 監査役の辞任についての意見の陳述等

問3-1 直近に終了した定時株主総会までの1年間(前回の定時株主総会終結時からの1年間)において、任期途中で辞任した監査役はいましたか(辞任後、再選された方は除く)。

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. いた	832 (787)	24.7 (24.8)	707 (673)	25.5 (25.1)	123 (113)	21.5 (23.4)	375 (355)	20.4 (20.1)	457 (432)	30.0 (30.6)
2. いなかった	2,535 (2,390)	75.3 (75.2)	2,066 (2,007)	74.5 (74.9)	449 (370)	78.5 (76.6)	1,467 (1,410)	79.6 (79.9)	1,068 (980)	70.0 (69.4)
回答社数	3,367 (3,177)		2,773 (2,680)		572 (483)		1,842 (1,765)		1,525 (1,412)	

・任期途中で辞任した監査役(辞任後、再選された場合を除く)がいた会社は前回とほぼ同じ24.7%であった。

問3-2 任期途中で辞任した監査役の辞任の理由の開示(会社法第345条第2項・4項、会社法施行規則第121条第6号ハ)について、以下の項目のうち、当てはまるものを選択してください。

(問3-1で「1. いた」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 辞任の理由を事業報告に記載した (会社法施行規則第121条第6号ハ)	67 (60)	8.1 (7.6)	50 (46)	7.1 (6.8)	17 (14)	13.8 (12.4)	31 (27)	8.3 (7.6)	36 (33)	7.9 (7.6)
2. 辞任の理由を株主総会で述べた (会社法第345条第2項・4項)	95 (60)	11.4 (7.6)	68 (47)	9.6 (7.0)	27 (13)	22.0 (11.5)	20 (12)	5.3 (3.4)	75 (48)	16.4 (11.1)
3. 上記1、2とも行った	35 (16)	4.2 (2.0)	28 (13)	4.0 (1.9)	6 (3)	4.9 (2.7)	15 (9)	4.0 (2.5)	20 (7)	4.4 (1.6)
4. 上記1、2とも行わなかった	635 (651)	76.3 (82.7)	561 (567)	79.3 (84.2)	73 (83)	59.3 (73.5)	309 (307)	82.4 (86.5)	326 (344)	71.3 (79.6)
回答社数	832 (787)		707 (673)		123 (113)		375 (355)		457 (432)	

・「1. 辞任の理由を事業報告に記載した」、「2. 辞任の理由を株主総会で述べた」とも行わなかった会社が全体の76.3%と多数を占めたが、辞任の理由を事業報告に記載するか株主総会で述べた会社が前回より6.4ポイント増と顕著な増加が見られ、23.7%となった。

## 問 4 監査報告の作成

### 問 4-1 貴社は「監査役会」設置会社ですか。

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 「監査役会」設置会社である	2,774 (2,658)	82.4 (83.7)	2,589 (2,534)	93.4 (94.6)	174 (116)	30.4 (24.0)	1,812 (1,724)	98.4 (97.7)	962 (934)	63.1 (66.1)
2. 「監査役会」設置会社ではない	593 (519)	17.6 (16.3)	184 (146)	6.6 (5.4)	398 (367)	69.6 (76.0)	30 (41)	1.6 (2.3)	563 (478)	36.9 (33.9)
回答社数	3,367 (3,177)		2,773 (2,680)		572 (483)		1,842 (1,765)		1,525 (1,412)	

・大会社以外で監査役会を設置している会社が、前回から 6.4 ポイント増 (24.0%→30.4%) となり 3 割に達した。

### 問 4-2 直近に終了した定時株主総会において、「各監査役の監査報告」と「監査役会の監査報告」は、どのように作成しましたか。(問 4-1 で「1.「監査役会」設置会社である」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 各監査役がそれぞれ監査報告を作成し、それとは別に監査役会の監査報告を作成した	2,014 (1,943)	72.6 (73.1)	1,908 (1,873)	73.7 (73.9)	102 (65)	58.6 (56.0)	1,387 (1,321)	76.5 (76.6)	627 (622)	65.2 (66.6)
2. 各監査役の監査報告について、常勤監査役については常勤監査役で纏めて一通、非常勤監査役については非常勤監査役で纏めて一通の監査報告を作成し、それとは別に監査役会の監査報告を作成した	342 (332)	12.3 (12.5)	332 (323)	12.8 (12.7)	10 (9)	5.7 (7.8)	225 (216)	12.4 (12.5)	117 (116)	12.2 (12.4)
3. 各監査役の監査報告はすべて纏めて一通の監査報告を作成し、それとは別に監査役会の監査報告を作成した	40 (34)	1.4 (1.3)	33 (31)	1.3 (1.2)	7 (3)	4.0 (2.6)	22 (17)	1.2 (1.0)	18 (17)	1.9 (1.8)
4. 各監査役の監査報告と監査役会の監査報告をすべて纏めて一通の監査報告を作成した	343 (315)	12.4 (11.9)	291 (283)	11.2 (11.2)	45 (29)	25.9 (25.0)	164 (151)	9.1 (8.8)	179 (164)	18.6 (17.6)
5. その他	35 (34)	1.3 (1.3)	25 (24)	1.0 (0.9)	10 (10)	5.7 (8.6)	14 (19)	0.8 (1.1)	21 (15)	2.2 (1.6)
回答社数	2,774 (2,658)		2,589 (2,534)		174 (116)		1,812 (1,724)		962 (934)	

・「1. 各監査役がそれぞれ監査報告を作成し、それとは別に監査役会の監査報告を作成した」が 72.6%と前回同様多数を占めている。

問 4-3 監査役会の監査報告において、監査役の個別意見の付記(会社法施行規則第 130 条第 2 項、会社計算規則第 128 条第 2 項)はありましたか。(問 4-1 で「1.「監査役会」設置会社である」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	29 (32)	1.0 (1.2)	25 (32)	1.0 (1.3)	4 (0)	2.3 (0.0)	16 (16)	0.9 (0.9)	13 (16)	1.4 (1.7)
2. なかった	2,745 (2,626)	99.0 (98.8)	2,564 (2,502)	99.0 (98.7)	170 (116)	97.7 (100.0)	1,796 (1,708)	99.1 (99.1)	949 (918)	98.6 (98.3)
回答社数	2,774 (2,658)		2,589 (2,534)		174 (116)		1,812 (1,724)		962 (934)	

・ほとんど(全体の 99.0%)の会社が「2. なかった」としている。個別意見を付記するケースはごく少数(1.0%)あった。

問 4-4 会社法により、監査報告作成のための監査役会は、現に一堂に会して会議を開催する方法のほかに、「情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法」(開催場所を設定せずに、意見交換の全てをテレビ、電話、インターネット等を通じた方式により行う方法)で審議することも可能な旨、明記されました(会社法施行規則第 130 条第 3 項、会社計算規則第 128 条第 3 項)。貴社では、監査報告作成のための監査役会は、どのように行いましたか。(問 4-1 で「1.「監査役会」設置会社である」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 現に一堂に会して監査役会を開催した(テレビ、電話、インターネット等を通じた方法による出席者はなかった)	2,621 (2,506)	94.5 (94.3)	2,451 (2,393)	94.7 (94.4)	159 (105)	91.4 (90.5)	1,731 (1,639)	95.5 (95.1)	890 (867)	92.5 (92.8)
2. 現に一堂に会して監査役会を開催した(監査役の一部が、テレビ、電話、インターネット等を通じた方法により出席した)	87 (90)	3.1 (3.4)	80 (85)	3.1 (3.4)	7 (5)	4.0 (4.3)	54 (57)	3.0 (3.3)	33 (33)	3.4 (3.5)
3. 開催場所を設定することなく、意見交換の全てをテレビ、電話、インターネット等を通じた方法により審議した	66 (62)	2.4 (2.3)	58 (56)	2.2 (2.2)	8 (6)	4.6 (5.2)	27 (28)	1.5 (1.6)	39 (34)	4.1 (3.6)
回答社数	2,774 (2,658)		2,589 (2,534)		174 (116)		1,812 (1,724)		962 (934)	

・前回に引き続き「1. 現に一堂に会して監査役会を開催した」とした会社が 94.5%と大勢を占めており、会社法の規定、あるいは会社の規模に関わらず一堂に会して開催する方法がなお一般的であると言える。



問 4-5 直近に終了した定時株主総会に向けた期末監査対応において、貴社では明示的に会社法施行規則第 132 条にいう「特定監査役」を選定しましたか(特定監査役を選定するという行為を現に行ったか否か)。

(問 4-1 で「1.「監査役会」設置会社である」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 選定した	1,332 (1,285)	48.0 (48.3)	1,265 (1,242)	48.9 (49.0)	56 (38)	32.2 (32.8)	916 (879)	50.6 (51.0)	416 (406)	43.2 (43.5)
2. 選定しなかった	1,442 (1,373)	52.0 (51.7)	1,324 (1,292)	51.1 (51.0)	118 (78)	67.8 (67.2)	896 (845)	49.4 (49.0)	546 (528)	56.8 (56.5)
回答社数	2,774 (2,658)		2,589 (2,534)		174 (116)		1,812 (1,724)		962 (934)	

・前回から大きな変化はなく「1. 選定した」とした会社は 48.0%にとどまった。

問 4-6 直近に終了した定時株主総会に向けた期末監査対応において、貴社では明示的に会社法施行規則第 132 条にいう「特定取締役」を選定しましたか(特定取締役を選定するという行為を現に行ったか否か)。

(問 4-1 で「1.「監査役会」設置会社である」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 選定した	613 (558)	22.1 (21.0)	578 (538)	22.3 (21.2)	31 (19)	17.8 (16.4)	422 (387)	23.3 (22.4)	191 (171)	19.9 (18.3)
2. 選定しなかった	2,161 (2,100)	77.9 (79.0)	2,011 (1,996)	77.7 (78.8)	143 (97)	82.2 (83.6)	1,390 (1,337)	76.7 (77.6)	771 (763)	80.1 (81.7)
回答社数	2,774 (2,658)		2,589 (2,534)		174 (116)		1,812 (1,724)		962 (934)	

・前回から大きな変化はなく「1. 選定した」とした会社は 22.1%に過ぎない。

・特定監査役を「選定した」会社は全体の 48.0%あるが、特定取締役を「1. 選定した」会社は全体の 22.1%にとどまっており、特定監査役を選定した会社の半数に届かない。



## 問 5 事業報告

問 5-1 会社法により、公開会社については、その事業報告において、「監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」(会社法施行規則第 121 条第 8 号)を記載することが求められました。貴社では、この記載を行いましたか。(会社法上の「公開会社」のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体(公開会社)		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 1 名について、記載した	679 (694)	33.9 (35.4)	631 (646)	33.6 (34.7)	48 (48)	38.7 (46.6)	634 (632)	34.5 (35.9)	45 (62)	27.4 (30.7)
2. 2 名について、記載した	353 (333)	17.6 (17.0)	338 (322)	18.0 (17.3)	15 (11)	12.1 (10.7)	333 (313)	18.1 (17.8)	20 (20)	12.2 (9.9)
3. 3 名(以上)について、記載した	181 (167)	9.0 (8.5)	177 (165)	9.4 (8.9)	4 (2)	3.2 (1.9)	166 (153)	9.0 (8.7)	15 (14)	9.1 (6.9)
4. 記載しなかった	788 (769)	39.4 (39.2)	731 (727)	38.9 (39.1)	57 (42)	46.0 (40.8)	704 (663)	38.3 (37.6)	84 (106)	51.2 (52.5)
回答社数	2,001 (1,963)		1,877 (1,860)		124 (103)		1,837 (1,761)		164 (202)	

・前回から大きな変化は見られず、記載した会社は 60.5%であった。

問 5-2 貴社は「取締役会」設置会社ですか。

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 「取締役会設置会社」である	2,819 (3,162)	99.8 (99.5)	2,588 (2,673)	99.8 (99.7)	220 (475)	99.5 (98.3)	1,839 (1,764)	99.9 (99.9)	980 (1,398)	99.6 (99.0)
2. 「取締役会設置会社」ではない	6 (15)	0.2 (0.5)	5 (7)	0.2 (0.3)	1 (8)	0.5 (1.7)	2 (1)	0.1 (0.1)	4 (14)	0.4 (1.0)
回答社数	2,825 (3,177)		2,593 (2,680)		221 (483)		1,841 (1,765)		984 (1,412)	

・本設問および問 5-3 につきましては、回答対象者である「公開会社以外かつ監査役会設置会社以外」の会社の回答を収集できませんでしたので、前回の回答者との母集団の属性が異なります。ご協力いただいた皆様にはご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ありません。深くお詫び申し上げます。

問 5-3 会社法により、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(以下、「計算書類等」という)は、監査を受けたものについて取締役会の承認を受けなければならない旨、明確化されました(会社法第 436 条第 3 項)。一方、会社実務においては、計算書類等を監査役(会計監査人設置会社においては、会計監査人を含む)に送付する前に、取締役会において一旦決議(=会社法では要請されない任意の取締役会決議)を行うケースも見られます。

貴社では、計算書類等が監査役(会計監査人設置会社においては、会計監査人を含む)に提出される前に、計算書類等について取締役会決議を行いましたか。

(問 5-2 で「1.「取締役会」設置会社である」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	1,365 (1,560)	48.4 (49.3)	1,257 (1,328)	48.6 (49.7)	105 (226)	47.7 (47.6)	894 (913)	48.6 (51.8)	471 (647)	48.1 (46.3)
2. 行わなかった	1,454 (1,602)	51.6 (50.7)	1,331 (1,345)	51.4 (50.3)	115 (249)	52.3 (52.4)	945 (851)	51.4 (48.2)	509 (751)	51.9 (53.7)
回答社数	2,819 (3,162)		2,588 (2,673)		220 (475)		1,839 (1,764)		980 (1,398)	

- ・「2. 行わなかった」が 51.6%と半数以上を占めている。
- ・上場会社については、前回は「1. 行った」が過半数を占めていたが、今回は「2. 行わなかった」が過半数となり多数派が入れ替わった。

## 問 6 内部統制システムに係る監査の実施基準

問 6-1 当協会は、平成 19 年 4 月 5 日、「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定しました(平成 21 年 7 月 9 日改正)。貴社では、これに相当する、監査役による内部統制システム監査のための実施基準を制定していますか。

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 制定している	1,659 (1,351)	49.3 (42.5)	1,502 (1,268)	54.2 (47.3)	154 (81)	26.9 (16.8)	1,073 (878)	58.3 (49.7)	586 (473)	38.4 (33.5)
2. 現在は制定していないが、今後制定する予定	816 (1,087)	24.2 (34.2)	582 (822)	21.0 (30.7)	223 (260)	39.0 (53.8)	380 (561)	20.6 (31.8)	436 (526)	28.6 (37.3)
3. 現在は制定しておらず、今後も制定する予定はない	892 (739)	26.5 (23.3)	689 (590)	24.8 (22.0)	195 (142)	34.1 (29.4)	389 (326)	21.1 (18.5)	503 (413)	33.0 (29.2)
回答社数	3,367 (3,177)		2,773 (2,680)		572 (483)		1,842 (1,765)		1,525 (1,412)	

- ・「1. 制定している」とした会社が前回より 6.8 ポイント増加し 49.3%となった。
- ・上場会社においては、「1. 制定している」が約 6 割を占める (58.3%、前回比 8.6 ポイント増)。

問 6-2 貴社の「内部統制システムに係る監査の実施基準」は、日本監査役協会が策定している「内部統制システムに係る監査の実施基準」と同様の内容ですか。(問 6-1 で「1. 制定している」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 協会が策定したものと概ね同じ内容である	1,553 (1,208)	93.6 (89.4)	1,410 (1,136)	93.9 (89.6)	140 (70)	90.9 (86.4)	1,019 (808)	95.0 (92.0)	534 (400)	91.1 (84.6)
2. 協会が策定したものと半分程度同じ内容である	67 (102)	4.0 (7.5)	62 (93)	4.1 (7.3)	5 (9)	3.2 (11.1)	35 (54)	3.3 (6.2)	32 (48)	5.5 (10.1)
3. 協会が策定したものをあまり意識した内容になっていない	39 (41)	2.4 (3.0)	30 (39)	2.0 (3.1)	9 (2)	5.8 (2.5)	19 (16)	1.8 (1.8)	20 (25)	3.4 (5.3)
回答社数	1,659 (1,351)		1,502 (1,268)		154 (81)		1,073 (878)		586 (473)	

・前回より 4.2 ポイント増加して 93.6%が「1. 協会が策定したものと概ね同じ内容である」とした。上場会社においては、「1. 協会が策定したものと概ね同じ内容である」がさらに多く 95.0%を占めている。

問 7 内部統制システムに係る取締役会決議(大会社のみ集計)

問 7-1 直近に終了した定時株主総会までの 1 年間(前回の定時株主総会終結時からの 1 年間)において、内部統制システムに係る取締役会決議について、見直しの決議を行いましたか。

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 見直しの決議を行った	1,067 (1,378)	38.5 (51.4)	774 (1,006)	44.4 (59.4)	293 (372)	28.5 (37.7)
2. 見直しの決議を行っていない	1,706 (1,302)	61.5 (48.6)	970 (687)	55.6 (40.6)	736 (615)	71.5 (62.3)
回答社数	2,773 (2,680)		1,744 (1,693)		1,029 (987)	

・「1. 見直しの決議を行った」が全体で 38.5% (前回比 12.9 ポイント減)、上場会社 44.4% (前回比 15.0 ポイント減) と大幅に減少した。

問 7-2 貴社において見直した項目にはどのようなものがありますか。(複数回答可)

(問 7-1 で「1.行った」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	384 (567)	36.0 (41.1)	267 (394)	34.5 (39.2)	117 (173)	39.9 (46.5)
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	211 (334)	19.8 (24.2)	139 (211)	18.0 (21.0)	72 (123)	24.6 (33.1)
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	358 (533)	33.6 (38.7)	252 (359)	32.6 (35.7)	106 (174)	36.2 (46.8)
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制	235 (373)	22.0 (27.1)	153 (243)	19.8 (24.2)	82 (130)	28.0 (34.9)
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	230 (362)	21.6 (26.3)	152 (244)	19.6 (24.3)	78 (118)	26.6 (31.7)
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	301 (451)	28.2 (32.7)	210 (318)	27.1 (31.6)	91 (133)	31.1 (35.8)
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項	127 (210)	11.9 (15.2)	83 (138)	10.7 (13.7)	44 (72)	15.0 (19.4)
8. 上記 7 の使用人の取締役からの独立性に関する事項	97 (155)	9.1 (11.2)	59 (103)	7.6 (10.2)	38 (52)	13.0 (14.0)
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制	157 (246)	14.7 (17.9)	99 (164)	12.8 (16.3)	58 (82)	19.8 (22.0)
10. 上記 7～9 のほか、監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制	142 (212)	13.3 (15.4)	91 (132)	11.8 (13.1)	51 (80)	17.4 (21.5)
11. 財務報告の適正性を確保するための体制	362 (493)	33.9 (35.8)	300 (407)	38.8 (40.5)	62 (86)	21.2 (23.1)
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	440 (641)	41.2 (46.5)	359 (550)	46.4 (54.7)	81 (91)	27.6 (24.5)
13. 企業理念・企業統治に関する考え方	91 (144)	8.5 (10.4)	61 (108)	7.9 (10.7)	30 (36)	10.2 (9.7)
14. その他	123 (148)	11.5 (10.7)	71 (93)	9.2 (9.2)	52 (55)	17.7 (14.8)
回答社数	1,067 (1,378)		774 (1,006)		293 (372)	

- ・ 全体的に見直し項目が減少傾向にあるが、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」について見直した会社が最も多かった。
- ・ 3月決算会社にとっては、財務報告内部統制報告制度適用初年度を終えたところであるが、「財務報告の適正性を確保するための体制」について見直した会社は、上場会社でも 38.8%にとどまっている。

## 問 8 会社の支配に関する基本方針

問 8-1 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号)(以下、「基本方針」という)を定めていますか。

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 定めている	775 (649)	23.0 (20.4)	689 (607)	24.8 (22.6)	81 (39)	14.2 (8.1)	569 (506)	30.9 (28.7)	206 (143)	13.5 (10.1)
2. 過去定めていたことはあるが、現在は定めていない	13 (—)	0.4 (—)	13 (—)	0.5 (—)	0 (—)	0.0 (—)	9 (—)	0.5 (—)	4 (—)	0.3 (—)
3. 過去も現在も定めていない	2,579 (2,528)	76.6 (79.6)	2,071 (2,073)	74.7 (77.4)	491 (444)	85.8 (91.9)	1,264 (1,259)	68.6 (71.3)	1,315 (1,269)	86.2 (89.9)
回答社数	3,367 (3,177)		2,773 (2,680)		572 (483)		1,842 (1,765)		1,525 (1,412)	

- ・基本方針を定めている会社は全体の 23.0% (前回比 2.6 ポイント増)、上場会社の 30.9% (前回比 2.2 ポイント増) と少しだけ増加している。

問 8-2 貴社では、買収防衛策の導入または発動・不発動の判断をするための取締役会の諮問機関として、経営陣から独立した第三者による委員会(以下、「独立委員会」という)を設置していますか。

(問 8-1 で「1.定めている」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 設置している	314 (305)	40.5 (47.0)	311 (304)	45.1 (50.1)	3 (1)	3.7 (2.6)	313 (305)	55.0 (60.3)	1 (0)	0.5 (0.0)
2. 設置していない	461 (344)	59.5 (53.0)	378 (303)	54.9 (49.9)	78 (38)	96.3 (97.4)	256 (201)	45.0 (39.7)	205 (143)	99.5 (100.0)
回答社数	775 (649)		689 (607)		81 (39)		569 (506)		206 (143)	

- ・独立委員会を「設置している」会社が、全体で前回から 6.5 ポイント減の 40.5%となった。
- ・上場会社においても「設置している」は 55.0%にとどまっている。

問 8-3 貴社では、監査役は独立委員会のメンバーになっていますか。(複数回答可)

(問 8-2 で「1.設置している」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 社外監査役がメンバーになっている	248 (239)	79.0 (78.4)	246 (238)	79.1 (78.3)	2 (1)	66.7 (100.0)	248 (239)	79.2 (78.4)	0 (0)	0.0 (0.0)
2. 社内監査役がメンバーになっている	6 (3)	1.9 (1.0)	5 (3)	1.6 (1.0)	1 (0)	33.3 (0.0)	5 (3)	1.6 (1.0)	1 (0)	100.0 (0.0)
3. 監査役はメンバーになっていない	62 (67)	19.7 (22.0)	62 (67)	19.9 (22.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	62 (67)	19.8 (22.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
回答社数	314 (305)		311 (304)		3 (1)		313 (305)		1 (0)	

- ・独立委員会を設置している会社のうち、監査役が独立委員会のメンバーになっている会社は8割を超えた（全体 80.3%、上場 80.2%）。
- ・社外監査役が独立委員会のメンバーになっている会社は、全体の 79.0%、上場会社の 79.2%ある。

問 9 定款の規定等

問 9-1 直近の定時株主総会終結時まで、貴社の定款に規定されている項目を全て選択してください。

(複数回答可)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 取締役解任決議の要件加重(会社法第 341 条)	549 (250)	16.3 (7.9)	437 (208)	15.8 (7.8)	106 (42)	18.5 (8.7)	281 (152)	15.3 (8.6)	268 (98)	17.6 (6.9)
2. 書面による取締役会決議の導入(会社法第 370 条)	2,561 (1,846)	76.1 (58.1)	2,168 (1,624)	78.2 (60.6)	378 (216)	66.1 (44.7)	1,487 (1,162)	80.7 (65.8)	1,074 (684)	70.4 (48.4)
3. 取締役(会)限りでの取締役の責任免除(会社法第 426 条)	1,170 (860)	34.7 (27.1)	1,001 (746)	36.1 (27.8)	165 (114)	28.8 (23.6)	803 (606)	43.6 (34.3)	367 (254)	24.1 (18.0)
4. 取締役(会)限りでの監査役の責任免除(会社法第 426 条)	1,160 (854)	34.5 (26.9)	990 (740)	35.7 (27.6)	166 (114)	29.0 (23.6)	795 (601)	43.2 (34.1)	365 (253)	23.9 (17.9)
5. 社外取締役との責任限定契約(会社法第 427 条)	1,261 (986)	37.5 (31.0)	1,108 (876)	40.0 (32.7)	148 (107)	25.9 (22.2)	906 (725)	49.2 (41.1)	355 (261)	23.3 (18.5)
6. 社外監査役との責任限定契約(会社法第 427 条)	1,584 (1,317)	47.0 (41.5)	1,404 (1,175)	50.6 (43.8)	175 (139)	30.6 (28.8)	1,192 (1,003)	64.7 (56.8)	392 (314)	25.7 (22.2)
7. 会計監査人との責任限定契約(会社法第 427 条)	398 (305)	11.8 (9.6)	349 (283)	12.6 (10.6)	45 (21)	7.9 (4.3)	271 (212)	14.7 (12.0)	127 (93)	8.3 (6.6)
8. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定め(会社法第 459 条)	1,170 (674)	34.7 (21.2)	1,022 (609)	36.9 (22.7)	143 (64)	25.0 (13.3)	742 (467)	40.3 (26.5)	428 (207)	28.1 (14.7)
9. 総会参考書類等の Web 開示(会社法施行規則第 94 条、第 133 条第 3 項以下、会社計算規則第 133 条第 4 項以下、第 134 条第 4 項以下)	1,456 (1,237)	43.2 (38.9)	1,364 (1,165)	49.2 (43.5)	90 (70)	15.7 (14.5)	1,305 (1,121)	70.8 (63.5)	151 (116)	9.9 (8.2)
回答社数	3,367 (3,177)		2,773 (2,680)		572 (483)		1,842 (1,765)		1,525 (1,412)	

- ・「2. 書面による取締役会決議の導入」が大幅に増加し全体の 76.1% (18.0 ポイント増) を占めている。
- ・「3. 取締役(会)限りでの取締役の責任免除」(全体 34.7% : 7.6 ポイント増、上場 43.6% : 9.3 ポイント増) や「4. 取締役(会)限りでの監査役の責任免除」(全体 34.5% : 7.6 ポイント増、上場 43.2% : 9.1 ポイント増)、
- ・「5. 社外取締役との責任限定契約」(全体 37.5% : 6.5 ポイント増、上場 49.2% : 8.1 ポイント増) や「6. 社外監査役との責任限定契約」(全体 47.0% : 5.5 ポイント増、上場 64.7% : 7.9 ポイント増) がかなり増加している。
- ・「6. 社外監査役との責任限定契約」について定款に規定している会社は、上場会社の 64.7% を占める。
- ・「9. 総会参考書類等の Web 開示」については上場会社の 70.8% が定款に定めている。



問 9-2 定款変更後、実際に、社外監査役との責任限定契約を締結しましたか。または、締結する予定はありますか。

当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)

(問 9-1 で「6. 社外監査役との責任限定契約」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 「常勤社外監査役」と責任限定契約を締結した (する予定である)	382 (302)	24.1 (22.9)	327 (256)	23.3 (21.8)	54 (45)	30.9 (32.4)	301 (230)	25.3 (22.9)	81 (72)	20.7 (22.9)
2. 「非常勤社外監査役」と責任限定契約を締結した (する予定である)	1,172 (1,012)	74.0 (76.8)	1,055 (912)	75.1 (77.6)	112 (97)	64.0 (69.8)	942 (813)	79.0 (81.1)	230 (199)	58.7 (63.4)
3. 社外監査役と責任限定契約を締結していない (する予定はない)	359 (270)	22.7 (20.5)	310 (233)	22.1 (19.8)	49 (37)	28.0 (26.6)	210 (166)	17.6 (16.6)	149 (104)	38.0 (33.1)
回答社数	1,584 (1,317)		1,404 (1,175)		175 (139)		1,192 (1,003)		392 (314)	

- ・実際に常勤又は非常勤の社外監査役と責任限定契約を締結した会社は、全体の 77.3% に及ぶ。
- ・常勤社外監査役は平均 0.42 人であり、非常勤社外監査役の平均 1.85 人に比べて少ない(問 1-1 参照) ことから、実際に「2. 「非常勤社外監査役」と責任限定契約を締結した」会社は全体の 74.0% を占めているのに対し、「1. 「常勤社外監査役」と責任限定契約を締結した」会社は 24.1% にすぎない。

問 9-3 会計監査人との責任限定契約締結の有無

定款変更後、実際に、会計監査人と責任限定契約を締結しましたか。または、締結する予定はありますか。

(問 9-1 で「7. 会計監査人との責任限定契約」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 会計監査人と責任限定契約を締結した (する予定である)	272 (210)	68.3 (68.9)	233 (192)	66.8 (67.8)	35 (17)	77.8 (81.0)	185 (149)	68.3 (70.3)	87 (61)	68.5 (65.6)
2. 会計監査人と責任限定契約を締結していない (する予定はない)	126 (95)	31.7 (31.1)	116 (91)	33.2 (32.2)	10 (4)	22.2 (19.0)	86 (63)	31.7 (29.7)	40 (32)	31.5 (34.4)
回答社数	398 (305)		349 (283)		45 (21)		271 (212)		127 (93)	

- ・「1. 会計監査人と責任限定契約を締結した」会社は全体の 68.3% (前回比 0.6 ポイント減)、上場会社の 68.3% (前回比 2.0 ポイント減) で、特に上場会社では減少傾向にある。



## 問 10 連結計算書類

### 問 10-1 貴社は会社法上の連結計算書類作成会社ですか。

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. はい	1,810 (1,703)	53.8 (53.6)	1,601 (1,537)	86.9 (87.1)	209 (166)	13.7 (11.8)
2. いいえ	1,557 (1,474)	46.2 (46.4)	241 (228)	13.1 (12.9)	1,316 (1,246)	86.3 (88.2)
回答社数	3,367 (3,177)		1,842 (1,765)		1,525 (1,412)	

### 問 10-2 取締役から監査役及び会計監査人への計算書類の提出時期についてご回答ください。

(問 10-1 で「1. はい」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 個別の計算書類と連結計算書類は、同時に提出された	1,406 (1,256)	77.7 (73.8)	1,257 (1,145)	78.5 (74.5)	149 (111)	71.3 (66.9)
2. 連結計算書類のほうが、個別の計算書類よりも遅れて提出された	398 (438)	22.0 (25.7)	341 (388)	21.3 (25.2)	57 (50)	27.3 (30.1)
3. 個別の計算書類のほうが、連結計算書類よりも遅れて提出された	6 (9)	0.3 (0.5)	3 (4)	0.2 (0.3)	3 (5)	1.4 (3.0)
回答社数	1,810 (1,703)		1,601 (1,537)		209 (166)	

・「1. 個別の計算書類と連結計算書類が同時に提出された」会社が 3.9 ポイント増で 77.7%となり、個別・連結計算書類を同時に作成する傾向がますます強くなっている。

問 10-3 会計監査人から監査役への会計監査人監査報告の提出時期についてご回答ください。

(問 10-1 で「1. はい」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 「個別計算書類の会計監査人監査報告」と「連結計算書類に係る会計監査人監査報告」は、同時に提出された	1,754 (1,665)	96.9 (97.8)	1,564 (1,511)	97.7 (98.3)	190 (154)	90.9 (92.8)
うち、問 10-2 で 1. と回答した会社	1,395 (1,251)	79.5* (75.1)	1,248 (1,142)	79.8* (75.6)	147 (109)	77.4* (70.8)
うち、問 10-2 で 2. と回答した会社	354 (406)	20.2* (24.4)	314 (365)	20.1* (24.2)	40 (41)	21.1* (26.6)
うち、問 10-2 で 3. と回答した会社	5 (8)	0.3* (0.5)	2 (4)	0.1* (0.3)	3 (4)	1.6* (2.6)
2. 「連結計算書類に係る会計監査人監査報告」のほうが、「個別計算書類の会計監査人監査報告」よりも遅れて提出された	55 (35)	3.0 (2.1)	36 (25)	2.2 (1.6)	19 (10)	9.1 (6.0)
うち、問 10-2 で 1. と回答した会社	11 (4)	20.0* (11.4)	9 (2)	25.0* (8.0)	2 (2)	10.5* (20.0)
うち、問 10-2 で 2. と回答した会社	43 (31)	78.2* (88.6)	26 (23)	72.2* (92.0)	17 (8)	89.5* (80.0)
うち、問 10-2 で 3. と回答した会社	1 (0)	1.8* (0.0)	1 (0)	2.8* (0.0)	0 (0)	0.0* (0.0)
3. 「個別計算書類の会計監査人監査報告」のほうが、「連結計算書類に係る会計監査人監査報告」よりも遅れて提出された	1 (3)	0.1 (0.1)	1 (1)	0.1 (0.1)	0 (2)	0.0 (1.0)
うち、問 10-2 で 1. と回答した会社	0 (1)	0.0* (33.3)	0 (1)	0.0* (100.0)	0 (0)	0.0* (100.0)
うち、問 10-2 で 2. と回答した会社	1 (1)	100.0* (33.3)	1 (0)	100.0* (0.0)	0 (1)	0.0* (50.0)
うち、問 10-2 で 3. と回答した会社	0 (1)	0.0* (33.3)	0 (0)	0.0* (0.0)	0 (1)	0.0* (50.0)
回答社数	1,810 (1,703)		1,601 (1,537)		209 (166)	

注 \*は問 10-3 の各選択肢の回答者における割合

- ・「1. 「個別計算書類の会計監査人監査報告書」と「連結計算書類に係る会計監査人監査報告書」は、同時に提出された」は、前回から大きな変化は見られず 96.9%を占めている。

問 10-4 貴社では、監査役(会)監査報告につき、個別と連結を纏めて作成しましたか、別々に作成しましたか。

(問 10-1 で「1. はい」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 個別・連結を纏めて作成した	1,636 (1,516)	90.4 (89.0)	1,455 (1,376)	90.9 (89.5)	181 (140)	86.6 (84.3)
2. 個別・連結を別々に作成した	174 (187)	9.6 (11.0)	146 (161)	9.1 (10.5)	28 (26)	13.4 (15.7)
回答社数	1,810 (1,703)		1,601 (1,537)		209 (166)	

・全体の 90.4% (前回比 1.4 ポイント増) が「1. 個別・連結を纏めて作成した」としており、協会のひな型に沿った作成方法を採用している会社が 9 割を超えた。

問 10-5 株主総会における連結計算書類の監査結果の報告は、どのように行いましたか。

(問 10-1 で「1. はい」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役が会計監査人の監査結果と監査役(会)の監査結果の両方について口頭報告し、別途、取締役(議長など)から監査役の口頭報告のとおりである旨の口頭報告があった	1,042 (1,074)	57.6 (63.1)	968 (994)	60.5 (64.7)	74 (80)	35.4 (48.2)
2. 監査役が会計監査人の監査結果と監査役(会)の監査結果の両方について口頭報告し、取締役(議長など)からは何ら口頭報告がなかった	367 (277)	20.3 (16.3)	325 (246)	20.3 (16.0)	42 (31)	20.1 (18.7)
3. 監査役が監査役(会)の監査結果についてのみ口頭報告し、取締役(議長など)からは会計監査人の監査結果のほか、監査役(会)の監査結果については監査役の口頭報告のとおりである旨の口頭報告があった	196 (193)	10.8 (11.3)	170 (180)	10.6 (11.7)	26 (13)	12.4 (7.8)
4. 監査役が監査役(会)の監査結果についてのみ口頭報告し、取締役(議長など)からは、会計監査人の監査結果についてのみ口頭報告があった	135 (91)	7.5 (5.3)	103 (77)	6.4 (5.0)	32 (14)	15.3 (8.4)
5. 監査役からは口頭報告は行わず、取締役(議長など)から会計監査人の監査結果と監査役(会)の監査結果の両方について口頭報告があった	32 (38)	1.8 (2.2)	23 (24)	1.4 (1.6)	9 (14)	4.3 (8.4)
6. その他	38 (30)	2.1 (1.8)	12 (16)	0.7 (1.0)	26 (14)	12.4 (8.4)
回答社数	1,810 (1,703)		1,601 (1,537)		209 (166)	

・連結計算書類の監査結果について口頭報告を行った(選択肢「1.」～「4.」の合計)会社が 96.2% (前回 96.0%)、会計監査人の監査結果と監査役会の監査結果の両方について株主総会で口頭報告を行った(選択肢「1.」「2.」の合計)会社が 77.9% (前回 79.4%) と前回同様、多数を占めている。

## 問 11 決算短信

### 問 11-1 貴社は「決算短信」の作成会社ですか。

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 作成会社である(連結ベース作成会社)	1,675 (1,607)	49.7 (50.6)	1,606 (1,563)	57.9 (58.3)	69 (44)	12.1 (9.1)	1,639 (1,571)	89.0 (89.0)	36 (36)	2.4 (2.5)
2. 作成会社である(個別ベース作成会社)	226 (207)	6.7 (6.5)	183 (171)	6.6 (6.4)	43 (36)	7.5 (7.5)	199 (190)	10.8 (10.8)	27 (17)	1.8 (1.2)
3. 作成会社ではない	1,466 (1,363)	43.5 (42.9)	984 (946)	35.5 (35.3)	460 (403)	80.4 (83.4)	4 (4)	0.2 (0.2)	1,462 (1,359)	95.9 (96.2)
回答社数	3,367 (3,177)		2,773 (2,680)		572 (483)		1,842 (1,765)		1,525 (1,412)	

### 問 11-2 決算短信は、取締役会に付議されていますか。

(問 11-1 で「1.作成会社である(連結ベース作成会社)」または  
「2.作成会社である(個別ベース作成会社)」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決議事項として付議されている	1,593 (1,513)	83.8 (83.4)	1,495 (1,450)	83.6 (83.6)	98 (63)	87.5 (78.8)	1,554 (1,472)	84.5 (83.6)	39 (41)	61.9 (77.4)
2. 報告事項として付議されている	224 (205)	11.8 (11.3)	217 (194)	12.1 (11.2)	7 (11)	6.3 (13.8)	209 (195)	11.4 (11.1)	15 (10)	23.8 (18.9)
3. 付議されていない	84 (96)	4.4 (5.3)	77 (90)	4.3 (5.2)	7 (6)	6.3 (7.5)	75 (94)	4.1 (5.3)	9 (2)	14.3 (3.8)
回答社数	1,901 (1,814)		1,789 (1,734)		112 (80)		1,838 (1,761)		63 (53)	

- ・「1. 決議事項として付議されている」会社と「2. 報告事項として付議されている」会社の合計が 95.6%に上り、大多数の会社で、何らかの形で取締役会に付議されている。
- ・さらに「1. 決議事項として付議されている」会社は全体で 0.4 ポイント増え 83.8%、上場会社で 0.9 ポイント増え 84.5%を占める。決算短信の取締役会付議が定着していることがわかる。

問 11-3 貴社は、いつ決算短信を公表しましたか(連結ベース作成会社は連結公表について、個別ベース作成会社は個別公表についてご回答ください)。

(問 11-1 で「1.作成会社である(連結ベース作成会社)」または「2.作成会社である(個別ベース作成会社)」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答 数(社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決算期末から20日以内	19 (28)	1.0 (1.5)	15 (26)	0.8 (1.5)	4 (2)	3.6 (2.5)	18 (25)	1.0 (1.4)	1 (3)	1.6 (5.7)
2. 決算期末から30日以内	390 (312)	20.5 (17.2)	372 (308)	20.8 (17.8)	18 (4)	16.1 (5.0)	375 (304)	20.4 (17.3)	15 (8)	23.8 (15.1)
3. 決算期末から45日以内	1,376 (1,246)	72.4 (68.7)	1,295 (1,184)	72.4 (68.3)	81 (62)	72.3 (77.5)	1,346 (1,216)	73.2 (69.1)	30 (30)	47.6 (56.6)
4. 決算期末から55日以内	97 (212)	5.1 (11.7)	92 (201)	5.1 (11.6)	5 (11)	4.5 (13.8)	89 (204)	4.8 (11.6)	8 (8)	12.7 (15.1)
5. 決算期末から56日以後	19 (16)	1.0 (0.9)	15 (15)	0.8 (0.9)	4 (1)	3.6 (1.3)	10 (12)	0.5 (0.7)	9 (4)	14.3 (7.5)
回答社数	1,901 (1,814)		1,789 (1,734)		112 (80)		1,838 (1,761)		63 (53)	

・「45 日以内」に公表した会社(選択肢 1~3 の合計)が全体の 93.9%に上った。また、「30 日以内」(選択肢 1、2 の合計)に公表した会社が前回より 2.8 ポイント増の 21.5%となり、決算短信公表の早期化が進んでいる。

問 11-4 監査役は決算短信について監査していますか。

(問 11-1 で「1.作成会社である(連結ベース作成会社)」または「2.作成会社である(個別ベース作成会社)」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査している	1,329 (1,259)	69.9 (69.4)	1,240 (1,206)	69.3 (69.6)	89 (53)	79.5 (66.3)	1,291 (1,221)	70.2 (69.3)	38 (38)	60.3 (71.7)
2. 監査していない	572 (555)	30.1 (30.6)	549 (528)	30.7 (30.4)	23 (27)	20.5 (33.8)	547 (540)	29.8 (30.7)	25 (15)	39.7 (28.3)
回答社数	1,901 (1,814)		1,789 (1,734)		112 (80)		1,838 (1,761)		63 (53)	

・決算短信を「監査している」割合は、約 7 割(全体 69.9%、上場会社 70.2%)である。

問 11-5 決算短信の監査内容について、当てはまるもの全て(複数回答可)

(問 11-4 で「1.監査している」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	450 (425)	33.9 (33.8)	413 (411)	33.3 (34.1)	37 (14)	41.6 (26.4)	442 (413)	34.2 (33.8)	8 (12)	21.1 (31.6)
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	1,017 (941)	76.5 (74.7)	950 (898)	76.6 (74.5)	67 (43)	75.3 (81.1)	992 (914)	76.8 (74.9)	25 (27)	65.8 (71.1)
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	765 (683)	57.6 (54.2)	709 (651)	57.2 (54.0)	56 (32)	62.9 (60.4)	744 (663)	57.6 (54.3)	21 (20)	55.3 (52.6)
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	783 (719)	58.9 (57.1)	742 (697)	59.8 (57.8)	41 (22)	46.1 (41.5)	771 (705)	59.7 (57.7)	12 (14)	31.6 (36.8)
回答社数	1,329 (1,259)		1,240 (1,206)		89 (53)		1,291 (1,221)		38 (38)	

・「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が全体の 76.5%、上場会社の 76.8%と最も多い。

問 12 有価証券報告書

問 12-1 貴社は有価証券報告書作成会社ですか。

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. はい	1,978 (1,902)	58.7 (59.9)	1,850 (1,812)	66.7 (67.6)	128 (90)	22.4 (18.6)	1,835 (1,759)	99.6 (99.7)	143 (143)	9.4 (10.1)
2. いいえ	1,389 (1,275)	41.3 (40.1)	923 (868)	33.3 (32.4)	444 (393)	77.6 (81.4)	7 (6)	0.4 (0.3)	1,382 (1,269)	90.6 (89.9)
回答社数	3,367 (3,177)		2,773 (2,680)		572 (483)		1,842 (1,765)		1,525 (1,412)	

問 12-2 有価証券報告書は、取締役会に付議されていますか。

(問 12-1 で「1.はい」を選択した方のみ回答)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の「監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 決議事項として付議	967 (—)	48.9 (38.5)	883 (—)	47.7 (38.1)	84 (—)	65.6 (44.0)	900 (—)	49.0 (39.0)	67 (—)	46.9 (34.2)
2. 報告事項として付議	334 (—)	16.9 (19.3)	316 (—)	17.1 (18.8)	18 (—)	14.1 (28.5)	309 (—)	16.8 (18.7)	25 (—)	17.5 (24.4)
3. 付議していない	677 (—)	34.2 (42.2)	651 (—)	35.2 (43.1)	26 (—)	20.3 (27.5)	626 (—)	34.1 (42.3)	51 (—)	35.7 (41.4)
回答社数	1,978 (2,250)		1,850 (2,130)		128 (109)		1,835 (2,012)		143 (234)	

- ・ 前回調査（平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査）では、システムの不具合によりデータの集計ができなかったため、平成 19 年 7 月に実施した「監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」（月刊監査役 No. 534）と比較した。
- ・ 平成 19 年 7 月の調査時に比べて、「1. 決議事項として付議」が約 1 割増加し、有価証券報告書が取締役会の決議事項として付議されている会社が増えている。
- ・ 「1. 決議事項として付議」と「2. 報告事項として付議」を合わせると 65.8%となり、決算短信ほどではないが有価証券報告書についても何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占めていることがわかる。（問 11-2 参照）

問 12-3 監査役は、有価証券報告書について監査していますか。

(問 12-1 で「1.はい」を選択した方のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査している	1,399 (1,254)	70.7 (65.9)	1,299 (1,194)	70.2 (65.9)	100 (60)	78.1 (66.7)	1,302 (1,169)	71.0 (66.5)	97 (85)	67.8 (59.4)
2. 監査していない	579 (648)	29.3 (34.1)	551 (618)	29.8 (34.1)	28 (30)	21.9 (33.3)	533 (590)	29.0 (33.5)	46 (58)	32.2 (40.6)
回答社数	1,978 (1,902)		1,850 (1,812)		128 (90)		1,835 (1,759)		143 (143)	

- ・ 有価証券報告書を「1. 監査している」会社が、全体では 4.8 ポイント増の 70.7%となり、7 割を超える割合で有価証券報告書の監査が実施されている。財務報告に係る内部統制報告制度の導入が、監査の実施率増加につながったものと考えられる。
- ・ 大会社以外の会社では、約 8 割（78.1%）の会社が「1. 監査している」としている。



問 12-4 有価証券報告書の監査内容について、当てはまるもの(複数回答可)

(問 12-3 で「1.監査している」を選択した方のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	579 (493)	41.4 (39.3)	531 (473)	40.9 (39.6)	48 (20)	48.0 (33.3)	529 (465)	40.6 (39.8)	50 (28)	51.5 (32.9)
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	836 (631)	59.8 (50.3)	764 (592)	58.8 (49.6)	72 (39)	72.0 (65.0)	781 (590)	60.0 (50.5)	55 (41)	56.7 (48.2)
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	806 (694)	57.6 (55.3)	738 (653)	56.8 (54.7)	68 (41)	68.0 (68.3)	758 (649)	58.2 (55.5)	48 (45)	49.5 (52.9)
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	954 (875)	68.2 (69.8)	903 (843)	69.5 (70.6)	51 (32)	51.0 (53.3)	901 (820)	69.2 (70.1)	53 (55)	54.6 (64.7)
回答社数	1,399 (1,254)		1,299 (1,194)		100 (60)		1,302 (1,169)		97 (85)	

- ・決算短信では取締役会決議などの承認プロセスを(問 11-5 参照)、有価証券報告書ではそれに加えて財務情報(57.6%)や非財務情報(68.2%)について監査していることがうかがえる。
- ・有価証券報告書の承認プロセスを監査している会社が増加し、約 6 割(全体 59.8%、上場会社 60.0%)となった。

問 13 定時株主総会における監査役の報告等

問 13-1 法律上、監査役は、株主総会に提出しようとする議案及び書類等について調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならないと規定されています(会社法 384 条)。貴社では、株主総会において、その調査結果又は監査役の監査結果について、監査役から口頭報告を行いましたか。

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	2,754 (2,592)	81.8 (81.6)	2,293 (2,210)	82.7 (82.5)	442 (371)	77.3 (76.8)	1,646 (1,576)	89.4 (89.3)	1,108 (1,016)	72.7 (72.0)
2. 行わなかった	613 (585)	18.2 (18.4)	480 (470)	17.3 (17.5)	130 (112)	22.7 (23.2)	196 (189)	10.6 (10.7)	417 (396)	27.3 (28.0)
回答社数	3,367 (3,177)		2,773 (2,680)		572 (483)		1,842 (1,765)		1,525 (1,412)	

- ・監査役からの口頭報告を行った会社は前回とほぼ同じで全体の約 8 割(81.8%)、上場会社の約 9 割(89.4%)を占める。



問 13-2 監査役による報告の内容はどのようなものでしたか。

(問 13-1 で「1.行った」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査役の監査結果について、監査報告書に記載のとおりである旨の口頭報告をし、かつ、株主総会に提出した議案及び書類についての調査結果について口頭報告をした	1,999 (1,910)	72.6 (73.7)	1,681 (1,645)	73.3 (74.4)	308 (259)	69.7 (69.8)	1,183 (1,163)	71.9 (73.8)	816 (747)	73.6 (73.5)
2. 監査役の監査結果について、上記 1 に加えてより具体的に口頭報告をし、かつ、株主総会に提出した議案及び書類についての調査結果について口頭報告をした	497 (490)	18.0 (18.9)	434 (447)	18.9 (20.2)	60 (42)	13.6 (11.3)	371 (361)	22.5 (22.9)	126 (129)	11.4 (12.7)
3. 監査役の監査結果について、監査報告書に記載のとおりである旨の口頭報告をしたが、株主総会に提出した議案及び書類についての調査結果については口頭報告しなかった	207 (150)	7.5 (5.8)	142 (92)	6.2 (4.2)	60 (54)	13.6 (14.6)	71 (38)	4.3 (2.4)	136 (112)	12.3 (11.0)
4. 監査役の監査結果について、上記 1 に加えてより具体的に口頭報告をしたが、株主総会に提出した議案及び書類についての調査結果については口頭報告しなかった	40 (36)	1.5 (1.4)	30 (23)	1.3 (1.0)	10 (13)	2.3 (3.5)	20 (14)	1.2 (0.9)	20 (22)	1.8 (2.2)
5. 監査役の監査結果については口頭報告しなかったが、株主総会に提出した議案及び書類についての調査結果について口頭報告をした	9 (4)	0.3 (0.2)	6 (3)	0.3 (0.1)	3 (1)	0.7 (0.3)	1 (0)	0.1 (0.0)	8 (4)	0.7 (0.4)
6. その他	2 (2)	0.1 (0.1)	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (2)	0.2 (0.5)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (2)	0.2 (0.2)
回答社数	2,754 (2,592)		2,293 (2,210)		442 (371)		1,646 (1,576)		1,108 (1,016)	

・法律上、監査役の監査結果について常に株主総会で口頭報告することは求められていないが、ほとんどの会社 (99.6%) では監査役の監査結果について株主総会で口頭報告する (「1」～「4」の合計) 実務が定着しているようだ。

問 13-3 直近の定時株主総会において、監査役に対する質問、あるいは、監査役又は監査に関連した質問がありましたか。

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	110 (109)	3.3 (3.4)	95 (104)	3.4 (3.9)	14 (4)	2.4 (0.8)	95 (99)	5.2 (5.6)	15 (10)	1.0 (0.7)
2. なかった	3,257 (3,068)	96.7 (96.6)	2,678 (2,576)	96.6 (96.1)	558 (479)	97.6 (99.2)	1,747 (1,666)	94.8 (94.4)	1,510 (1,402)	99.0 (99.3)
回答社数	3,367 (3,177)		2,773 (2,680)		572 (483)		1,842 (1,765)		1,525 (1,412)	

・質問があったのは 3.3%であった。

問 13-4 質問内容はどのようなものでしたか。当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)

(問 13-3 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 重点監査項目について	8 (4)	7.3 (3.7)	6 (4)	6.3 (3.8)	1 (0)	7.1 (0.0)	5 (4)	5.3 (4.0)	3 (0)	20.0 (0.0)
2. 実査・往査について	5 (4)	4.5 (3.7)	3 (4)	3.2 (3.8)	2 (0)	14.3 (0.0)	3 (4)	3.2 (4.0)	2 (0)	13.3 (0.0)
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	5 (5)	4.5 (4.6)	5 (5)	5.3 (4.8)	0 (0)	0.0 (0.0)	5 (5)	5.3 (5.1)	0 (0)	0.0 (0.0)
4. 監査体制について	8 (10)	7.3 (9.2)	5 (10)	5.3 (9.6)	3 (0)	21.4 (0.0)	5 (9)	5.3 (9.1)	3 (1)	20.0 (10.0)
5. 取締役会の出席について	8 (10)	7.3 (9.2)	7 (10)	7.4 (9.6)	1 (0)	7.1 (0.0)	7 (10)	7.4 (10.1)	1 (0)	6.7 (0.0)
6. 会計監査人の監査結果について	4 (5)	3.6 (4.6)	4 (5)	4.2 (4.8)	0 (0)	0.0 (0.0)	4 (3)	4.2 (3.0)	0 (2)	0.0 (20.0)
7. 会計監査人について	5 (6)	4.5 (5.5)	5 (5)	5.3 (4.8)	0 (1)	0.0 (25.0)	4 (5)	4.2 (5.1)	1 (1)	6.7 (10.0)
8. 監査役会の運営について	0 (1)	0.0 (0.9)	0 (1)	0.0 (1.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (1)	0.0 (1.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
9. 社外監査役について	18 (10)	16.4 (9.2)	18 (9)	18.9 (8.7)	0 (1)	0.0 (25.0)	18 (10)	18.9 (10.1)	0 (0)	0.0 (0.0)
10. 監査役の任期・員数・兼任状況について	4 (6)	3.6 (5.5)	3 (6)	3.2 (5.8)	1 (0)	7.1 (0.0)	2 (5)	2.1 (5.1)	2 (1)	13.3 (10.0)
11. 補欠監査役の選任について	2 (5)	1.8 (4.6)	2 (5)	2.1 (4.8)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (5)	2.1 (5.1)	0 (0)	0.0 (0.0)
12. 監査役の監査結果について	15 (15)	13.6 (13.8)	12 (14)	12.6 (13.5)	3 (1)	21.4 (25.0)	12 (15)	12.6 (15.2)	3 (0)	20.0 (0.0)
13. その他	57 (57)	51.8 (52.3)	51 (52)	53.7 (50.0)	6 (4)	42.9 (100.0)	52 (51)	54.7 (51.5)	5 (6)	33.3 (60.0)
回答社数	110 (109)		95 (104)		14 (4)		95 (99)		15 (10)	

・前回大きく減少した「9. 社外監査役について」が前回比 7.2 ポイント増の 16.4%と倍増している。

問 13-5 監査役に対する質問、あるいは、監査役又は監査に関連した質問に対し、監査役は回答しましたか。

(問 13-3 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会		大会以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役が回答した	81 (74)	73.6 (67.9)	67 (71)	70.5 (68.3)	14 (3)	100.0 (75.0)	68 (69)	71.6 (69.7)	13 (5)	86.7 (50.0)
2. 監査役は回答しなかった	29 (35)	26.4 (32.1)	28 (33)	29.5 (31.7)	0 (1)	0.0 (25.0)	27 (30)	28.4 (30.3)	2 (5)	13.3 (50.0)
回答社数	110 (109)		95 (104)		14 (4)		95 (99)		15 (10)	

・前回調査より 5.7 ポイント増の 73.6%が「1. 監査役が回答した」としている。

問 14 定時株主総会後の監査役会の運営(監査役会設置会社のみ集計)

問 14-1 定時株主総会当日の監査役会は、いつ開催しましたか。

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 株主総会終了後、取締役会開催前に開催	1,179 (1,095)	42.5 (41.8)	1,110 (1,057)	42.9 (41.8)	62 (31)	35.6 (36.0)	845 (793)	46.6 (46.1)	334 (302)	34.7 (33.6)
2. 株主総会終了後、取締役会終了後に開催	1,284 (1,254)	46.3 (47.9)	1,196 (1,208)	46.2 (47.8)	85 (46)	48.9 (53.5)	794 (779)	43.8 (45.3)	490 (475)	50.9 (52.8)
3. 株主総会終了後、取締役会開催前と終了後に開催	119 (133)	4.3 (5.1)	113 (129)	4.4 (5.1)	5 (3)	2.9 (3.5)	98 (102)	5.4 (5.9)	21 (31)	2.2 (3.4)
4. その他(当日に開催がない場合など)	192 (138)	6.9 (5.3)	170 (132)	6.6 (5.2)	22 (6)	12.6 (7.0)	75 (47)	4.1 (2.7)	117 (91)	12.2 (10.1)
回答社数	2,774 (2,620)		2,589 (2,526)		174 (86)		1,812 (1,721)		962 (899)	

・定時株主総会当日の監査役会は「2. 株主総会終了後、取締役会終了後に開催」する会社が全体の 46.3%を占め最も多いが若干 (1.6 ポイント) 減少しており、一方「1. 株主総会終了後、取締役会開催前に開催」する会社が 0.7 ポイント増加し 42.5%となり、「1」と「2」の差は僅差となっている。

・上場会社においては、「1. 株主総会終了後、取締役会開催前」に開催する会社が 46.6%で最も多い。

問 14-2 定時株主総会後の監査役会の開催時間はどのくらいですか。(問 14-1 で「3. 株主総会終了後、取締役会開催前と終了後に開催」と回答した会社は、2 回の監査役会の合計時間)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 10 分未満	331 (304)	11.9 (11.6)	310 (295)	12.0 (11.7)	17 (8)	9.8 (9.3)	182 (177)	10.0 (10.3)	149 (127)	15.5 (14.1)
2. 10 分以上 30 分未満	1,430 (1,290)	51.6 (49.2)	1,334 (1,248)	51.5 (49.4)	92 (38)	52.9 (44.2)	936 (835)	51.7 (48.5)	494 (455)	51.4 (50.6)
3. 30 分以上 1 時間未満	779 (788)	28.1 (30.1)	728 (755)	28.1 (29.9)	48 (31)	27.6 (36.0)	547 (549)	30.2 (31.9)	232 (239)	24.1 (26.6)
4. 1 時間以上 2 時間未満	179 (182)	6.5 (6.9)	171 (176)	6.6 (7.0)	8 (5)	4.6 (5.8)	120 (135)	6.6 (7.8)	59 (47)	6.1 (5.2)
5. 2 時間以上	13 (17)	0.5 (0.6)	12 (16)	0.5 (0.6)	1 (1)	0.6 (1.2)	10 (16)	0.6 (0.9)	3 (1)	0.3 (0.1)
6. まだ開催していない	42 (39)	1.5 (1.5)	34 (36)	1.3 (1.4)	8 (3)	4.6 (3.5)	17 (9)	0.9 (0.5)	25 (30)	2.6 (3.3)
回答社数	2,774 (2,620)		2,589 (2,526)		174 (86)		1,812 (1,721)		962 (899)	

・過半数が「2. 10 分以上 30 分未満」であった。

問 14-3 定時株主総会後の監査役会の議事内容はどのようなものですか。(複数回答可)

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 各監査役が受けるべき報酬等の協議	2,016 (1,957)	72.7 (74.7)	1,905 (1,889)	73.6 (74.8)	104 (61)	59.8 (70.9)	1,399 (1,375)	77.2 (79.9)	617 (582)	64.1 (64.7)
2. 各監査役が受けるべき賞与の協議	350 (466)	12.6 (17.8)	336 (457)	13.0 (18.1)	14 (8)	8.0 (9.3)	239 (328)	13.2 (19.1)	111 (138)	11.5 (15.4)
3. 退任監査役に対する退職慰労金の額等	632 (739)	22.8 (28.2)	615 (725)	23.8 (28.7)	17 (12)	9.8 (14.0)	381 (515)	21.0 (29.9)	251 (224)	26.1 (24.9)
4. 常勤監査役の選定	2,218 (2,149)	80.0 (82.0)	2,082 (2,074)	80.4 (82.1)	127 (69)	73.0 (80.2)	1,499 (1,466)	82.7 (85.2)	719 (683)	74.7 (76.0)
5. 議長の選定	2,104 (1,974)	75.8 (75.3)	1,985 (1,902)	76.7 (75.3)	110 (66)	63.2 (76.7)	1,433 (1,366)	79.1 (79.4)	671 (608)	69.8 (67.6)
6. 特定監査役の選定	1,124 (1,017)	40.5 (38.8)	1,071 (987)	41.4 (39.1)	43 (25)	24.7 (29.1)	781 (717)	43.1 (41.7)	343 (300)	35.7 (33.4)
7. 監査方針・監査計画・職務分担の決定	1,636 (1,644)	59.0 (62.7)	1,526 (1,578)	58.9 (62.5)	106 (61)	60.9 (70.9)	1,115 (1,102)	61.5 (64.0)	521 (542)	54.2 (60.3)
8. 監査関係予算の決定	376 (366)	13.6 (14.0)	340 (353)	13.1 (14.0)	35 (12)	20.1 (14.0)	273 (271)	15.1 (15.7)	103 (95)	20.7 (10.6)
9. その他	535 (516)	19.3 (19.7)	495 (493)	19.1 (19.5)	38 (22)	21.8 (25.6)	336 (329)	18.5 (19.1)	199 (187)	13.0 (20.8)
回答社数	2,774 (2,620)		2,589 (2,526)		174 (86)		1,812 (1,721)		962 (899)	

・各項目とも前年比減となっているが比率としては、「4. 常勤監査役の選定」が最も多く (80.0%)、次いで「5. 議長の選定」(75.8%)、以下「1. 各監査役が受けるべき報酬等の協議」(72.7%)、「7. 監査方針・監査計画・職務分担の決定」(59.0%) と続いている。

## 問 15 監査役の報酬

問 15 については、平成 19 年 7 月実施の「2007 年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」(月刊監査役 No. 534)と比較した。

### 問 15-1 貴社の監査役の報酬等の制度として、どのようなものがありますか。(複数回答可)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 月額報酬 (定額基本給＋業績連動給) (%)	6.3 (6.7)	6.7 (7.3)	4.7 (4.1)	0.0 (0.0)	6.5 (6.3)	6.0 (7.2)
2. 月額報酬 (定額基本給のみ)(%)	93.4 (91.8)	93.0 (91.3)	95.2 (94.1)	100.0 (100.0)	93.4 (92.7)	93.4 (90.8)
3. 賞与の支給制度 (%)	21.8 (60.5)	23.1 (62.0)	15.6 (52.7)	14.3 (61.9)	23.3 (63.9)	19.9 (56.8)
4. 退職慰労金の支給制度 (%)	34.3 (43.0)	34.5 (45.1)	32.6 (32.4)	52.4 (38.1)	28.3 (41.3)	41.5 (44.9)
5. ストック・オプションの支給制 度 (%)	3.9 (5.8)	3.6 (5.3)	5.9 (8.7)	0.0 (0.0)	4.8 (6.7)	2.9 (4.8)
回答社数	3,327 (3,876)	2,748 (3,207)	558 (630)	21 (21)	1,830 (2,026)	1,497 (1,841)

(無回答 40 社は除いて集計)

- ・「3. 賞与の支給制度」がある会社が大幅に減少し (38.7 ポイント減)、21.8%となった。
- ・「4. 退職慰労金の支給制度」がある会社は、8.7 ポイント減少し 34.3%となった。

### 問 15-2 直近に終了した事業年度において、監査役への賞与の支給はありましたか。

(問 15-1 で「3. 賞与の支給制度」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 監査役への賞与の 支給があった (%)	67.7 (49.2)	65.4 (50.5)	83.9 (42.2)	100.0 (46.2)	60.9 (50.7)	77.5 (47.4)
2. 監査役への賞与の 支給はなかった (%)	32.3 (50.6)	34.6 (49.3)	16.1 (57.8)	0.0 (53.8)	39.1 (49.2)	22.5 (52.4)
回答社数	725 (2,346)	635 (1,988)	87 (332)	3 (13)	427 (1,295)	298 (1,046)

- ・平成 19 年 7 月の調査時に比較して、「1. 監査役への賞与の支給があった」が大幅に増加した (49.2%→67.7%)。
- ・制度がある会社が大幅に減っており (問 15-1)、そのような中で賞与の支給制度を残している会社では実際に支給しているケースが多いといえる。

問 15-3 監査役の年額報酬レベル(ストック・オプション、退職慰労金を除く)

(社内常勤)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ～200 万円未満 (%)	0.9 (—)	0.7 (—)	2.2 (—)	7.1 (—)	0.8 (—)	1.1 (—)
2. 200 万円～500 万円未満 (%)	2.3 (3.8)	1.5 (2.3)	8.6 (16.3)	0.0 (0.0)	1.9 (2.4)	3.1 (6.2)
3. 500 万円～1,000 万円未満 (%)	22.4 (21.8)	19.9 (19.4)	40.9 (42.0)	35.7 (6.7)	20.0 (18.6)	26.9 (27.4)
4. 1,000 万円～1,500 万円未満 (%)	38.8 (38.8)	38.3 (39.2)	42.2 (33.3)	35.7 (60.0)	33.9 (35.9)	48.0 (43.8)
5. 1,500 万円～2,000 万円未満 (%)	21.9 (21.3)	23.9 (23.1)	5.8 (6.5)	21.4 (20.0)	24.4 (24.0)	17.0 (16.5)
6. 2,000 万円～3,000 万円未満 (%)	10.6 (10.8)	12.0 (12.0)	0.3 (1.1)	0.0 (13.3)	14.5 (14.0)	3.4 (5.3)
7. 3,000 万円以上 (%)	3.1 (3.6)	3.5 (4.0)	0.0 (0.8)	0.0 (0.0)	4.5 (5.2)	0.6 (0.8)
合計人数 (人)	2,903 (3,453)	2,564 (3,056)	325 (369)	14 (15)	1,898 (2,193)	1,005 (1,254)

(無回答 156 社は除いて集計)

- ・平成 19 年 7 月の実態調査では選択肢「1」と「2」を合わせて「～500 万円未満」としていたため、「2. 200 万円～500 万円未満」の前回データ (カッコ内のデータ) は、「～500 万円未満」の人数である (「社外常勤」「社内非常勤」「社外非常勤」の集計表も同じ)。

## (社外常勤)

(カッコ内は平成19年7月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ～200万円未満 (%)	4.9 (—)	4.1 (—)	8.2 (—)	12.5 (—)	4.0 (—)	5.9 (—)
2. 200万円～500万円未満 (%)	11.0 (13.0)	9.0 (8.9)	19.5 (32.3)	25.0 (27.3)	11.1 (10.1)	10.9 (15.9)
3. 500万円～1,000万円未満 (%)	28.1 (28.6)	25.8 (26.5)	39.5 (40.0)	0.0 (0.0)	26.9 (27.0)	29.5 (30.4)
4. 1,000万円～1,500万円未満 (%)	33.7 (35.5)	34.6 (38.1)	30.1 (23.0)	25.0 (36.4)	28.1 (34.3)	39.9 (36.8)
5. 1,500万円～2,000万円未満 (%)	15.5 (16.7)	18.4 (19.1)	2.0 (4.3)	25.0 (36.4)	19.1 (19.2)	11.5 (14.2)
6. 2,000万円～3,000万円未満 (%)	6.4 (5.2)	7.6 (6.2)	0.8 (0.4)	12.5 (0.0)	10.3 (8.3)	2.1 (1.9)
7. 3,000万円以上 (%)	0.4 (1.0)	0.5 (1.2)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.5 (1.3)	0.3 (0.7)
合計人数 (人)	1,429 (1,388)	1,165 (1,137)	256 (235)	8 (11)	750 (715)	679 (671)

(無回答 156 社は除いて集計)

## (社内非常勤)

(カッコ内は平成19年7月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ～200万円未満 (%)	28.9 (—)	25.1 (—)	33.9 (—)	75.0 (—)	18.3 (—)	45.5 (—)
2. 200万円～500万円未満 (%)	37.7 (68.8)	39.0 (66.1)	37.5 (80.0)	16.7 (100.0)	42.8 (64.6)	29.5 (77.8)
3. 500万円～1,000万円未満 (%)	24.2 (22.6)	25.4 (23.9)	23.2 (20.0)	8.3 (0.0)	30.9 (26.6)	13.6 (14.3)
4. 1,000万円～1,500万円未満 (%)	6.6 (7.0)	7.5 (8.3)	3.6 (0.0)	0.0 (0.0)	5.4 (7.0)	8.5 (7.1)
5. 1,500万円～2,000万円未満 (%)	2.4 (0.8)	2.7 (0.9)	1.8 (0.0)	0.0 (0.0)	2.2 (0.7)	2.8 (0.8)
6. 2,000万円～3,000万円未満 (%)	0.2 (0.3)	0.3 (0.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.4 (0.4)	0.0 (0.0)
7. 3,000万円以上 (%)	0.0 (0.5)	0.0 (0.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.7)	0.0 (0.0)
合計人数 (人)	454 (398)	374 (339)	56 (45)	24 (11)	278 (271)	176 (126)

(無回答 156 社は除いて集計)



## (社外非常勤)

(カッコ内は平成19年7月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ～200万円未満 (%)	39.6 (—)	37.1 (—)	56.7 (—)	93.8 (—)	24.6 (—)	66.2 (—)
2. 200万円～500万円未満 (%)	39.0 (79.5)	39.7 (77.8)	35.3 (95.3)	6.3 (80.6)	48.2 (73.3)	22.8 (90.2)
3. 500万円～1,000万円未満 (%)	16.2 (16.4)	17.7 (17.8)	5.0 (3.6)	0.0 (19.4)	21.7 (21.9)	6.3 (7.1)
4. 1,000万円～1,500万円未満 (%)	4.0 (3.3)	4.3 (3.5)	2.3 (0.9)	0.0 (0.0)	4.4 (4.0)	3.3 (2.0)
5. 1,500万円～2,000万円未満 (%)	0.9 (0.4)	1.0 (0.4)	0.5 (0.0)	0.0 (0.0)	0.8 (0.4)	1.2 (0.4)
6. 2,000万円～3,000万円未満 (%)	0.1 (0.2)	0.1 (0.3)	0.2 (0.2)	0.0 (0.0)	0.1 (0.3)	0.1 (0.2)
7. 3,000万円以上 (%)	0.1 (0.2)	0.1 (0.2)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.1 (0.2)	0.1 (0.1)
合計人数 (人)	5,467 (5,775)	4,835 (5,165)	600 (557)	32 (31)	3,495 (3,655)	1,972 (2,111)

(無回答 156 社は除いて集計)

問 15-4 常勤監査役(社内常勤監査役または社外常勤監査役)の月額報酬レベル

(社内常勤)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 取締役社長 (%)	4.5 (1.3)	4.8 (0.7)	1.9 (5.4)	0.0 (0.0)	6.2 (0.7)	0.9 (2.1)
2. 取締役副社長 (執行役員副社長)(%)	0.4 (0.3)	0.2 (0.3)	1.7 (0.3)	0.0 (0.0)	0.1 (0.4)	0.9 (0.2)
3. 専務取締役(専務執行役員)(%)	4.5 (1.5)	5.0 (1.3)	0.8 (2.6)	7.1 (0.0)	6.0 (1.4)	1.3 (1.5)
4. 常務取締役(常務執行役員)(%)	10.0 (9.3)	10.6 (10.0)	4.6 (3.1)	35.7 (26.3)	10.9 (9.4)	8.0 (9.0)
5. 取締役 (%)	34.0 (39.1)	34.4 (39.4)	30.7 (36.2)	21.4 (47.4)	33.7 (40.0)	34.6 (37.6)
6. 執行役員 (%)	20.9 (22.7)	22.4 (24.6)	9.9 (8.0)	14.3 (21.1)	21.4 (25.7)	19.7 (17.8)
7. 部長 (%)	16.0 (15.9)	14.1 (15.0)	30.7 (23.4)	7.1 (0.0)	14.0 (13.8)	20.4 (19.3)
8. その他 (%)	9.8 (10.0)	8.5 (8.6)	19.6 (21.1)	14.3 (5.3)	7.8 (8.5)	14.3 (12.5)
合計人数 (人)	3,996 (3,434)	3,507 (3,014)	475 (389)	14 (19)	2,728 (2,139)	1,268 (1,291)

(無回答 249 社は除いて集計)

- ・社内常勤監査役の合計 (3,996 人) が問 1-3 の社内監査役の総会後の合計 (3,496 人) より多いため、1 人の社内常勤監査役につき、複数の選択肢を選択した回答者がいると思われる。

(社外常勤)

(カッコ内は平成19年7月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 取締役社長 (%)	0.1 (0.8)	0.1 (0.8)	0.3 (1.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.7)	0.2 (1.0)
2. 取締役副社長 (執行役員副社長)(%)	0.1 (0.3)	0.1 (0.3)	0.3 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.4)	0.2 (0.1)
3. 専務取締役(専務執行役員)(%)	0.3 (0.9)	0.2 (0.9)	0.9 (0.9)	0.0 (0.0)	0.3 (0.7)	0.4 (1.2)
4. 常務取締役(常務執行役員)(%)	5.6 (8.1)	5.8 (9.0)	3.3 (2.7)	29.4 (33.3)	5.1 (7.8)	6.2 (8.5)
5. 取締役 (%)	20.6 (26.0)	21.3 (27.0)	14.6 (20.0)	58.8 (11.1)	20.5 (27.3)	20.6 (24.5)
6. 執行役員 (%)	12.2 (15.1)	13.4 (17.0)	6.9 (4.9)	0.0 (33.3)	13.8 (20.0)	10.5 (9.8)
7. 部長 (%)	14.1 (16.1)	13.5 (15.6)	17.9 (20.0)	0.0 (0.0)	13.5 (15.5)	14.7 (16.8)
8. その他 (%)	47.0 (32.7)	45.6 (29.4)	55.8 (50.2)	11.8 (22.2)	46.8 (27.6)	47.2 (38.0)
合計人数 (人)	2,067 (1,421)	1,715 (1,182)	335 (225)	17 (9)	1,101 (746)	966 (673)

(無回答 249 社は除いて集計)

以上